

令和4年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和4年7月12日(火)

15:00から

場 所 市役所障害者支援課2階会議室

1 開 会

- (1) 総務課長あいさつ
- (2) 職員紹介
- (3) 委員長あいさつ

2 諮 問

3 議 事

・議題(1) 令和3年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定	経営企画部 政策推進課
2	四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更	健康子ども部 子育て支援課
3	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 保育課
4	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定	健康子ども部 保育課
5	四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定(令和4年度～令和8年度)	教育部 指導課

・議題(2) 令和3年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
6	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定	総務部 総務課
7	四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定	総務部 総務課
8	四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施	総務部 自治振興課
9	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
10	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
11	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課

12	四街道市森林整備計画の変更	環境経済部 産業振興課
13	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 都市計画課
14	四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定	教育部 学務課

・議題（3）令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
15	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し	健康こども部 子育て支援課
16	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 子育て支援課
17	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 保育課
18	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 経營業務課

・議題（4）市民参加手続の実施予定・実施状況等の公表について

・その他

4 閉会

# 令和4年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和4年7月12日資料]

## 議題(1) 令和3年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

### 資料No.1 第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定

実施状況シート(総括表) .....	1
実施状況シート5【その他の方法】 .....	2
実施広報(市政だより) .....	3
実施広報(ホームページ) .....	4
実施の際に送付したアンケート調査(市民向け)※一部抜粋 .....	5
実施状況シート3【審議会等手続】 .....	7
審議会資料(諮問書、答申書) .....	8
実施結果公告 .....	12
実施結果広報(ホームページ) .....	13
審議会等手続における答申と市の考え方 .....	14
実施状況シート1【意見提出手続】 .....	16
実施公告 .....	17
実施広報(市政だより) .....	20
〃 (ホームページ) .....	21
実施結果公告 .....	23
実施結果広報(ホームページ) .....	24

### 資料No.2 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更

実施状況シート(総括表) .....	27
実施状況シート3【審議会等手続】 .....	28
会議資料(依頼書、報告書) .....	29
実施結果公告 .....	31
実施結果広報(ホームページ) .....	32
提出された意見等と事務局の考え方 .....	33
実施状況シート1【意見提出手続】 .....	35
実施公告 .....	36
実施広報(ホームページ) .....	39

	実施結果公告.....	41
	実施結果広報（ホームページ）.....	42
<b>資料No. 3</b>	<b>四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定</b>	
	実施状況シート（総括表）.....	45
	実施状況シート1【意見提出手続】.....	46
	実施公告.....	47
	実施広報（ホームページ）.....	50
	実施結果公告.....	52
	実施結果広報（ホームページ）.....	53
<b>資料No. 4</b>	<b>四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定</b>	
	実施状況シート（総括表）.....	55
	実施状況シート1【意見提出手続】.....	56
	実施公告.....	57
	実施広報（ホームページ）.....	60
	実施結果公告.....	62
	実施結果広報（ホームページ）.....	63
<b>資料No. 5</b>	<b>四街道市子ども読書活動推進計画（第四次）の策定（令和4年度～令和8年度）</b>	
	実施状況シート（総括表）.....	65
	実施状況シート5【その他の方法】.....	66
	アンケート資料 ※一部抜粋.....	67
	実施状況シート3【審議会等手続】.....	70
	委員会資料（依頼書、報告書）.....	71
	実施結果公告.....	73
	実施結果広報（ホームページ）.....	74
	実施状況シート1【意見提出手続】.....	75
	実施公告.....	76
	実施広報（市政だより）.....	79
	〃（ホームページ）.....	80

実施結果公告.....	82
実施結果広報（ホームページ）.....	83
提出された意見等と市の考え方.....	85

議題（２）令和３年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
--------------------------------------

資料No. 6 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】.....	87
適用除外公告.....	88
適用除外広報（ホームページ）.....	89

資料No. 7 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

実施状況シート6【適用除外】.....	91
適用除外公告.....	92
適用除外広報（ホームページ）.....	93

資料No. 8 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

実施状況シート6【適用除外】.....	95
適用除外公告.....	96
適用除外広報（ホームページ）.....	97

資料No. 9 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】.....	99
実施予定シート【適用除外】.....	100
適用除外公告.....	101
適用除外広報（ホームページ）.....	102

資料No. 10 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】.....	103
実施予定シート【適用除外】.....	104
適用除外公告.....	105
適用除外広報（ホームページ）.....	106

資料No. 11 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】.....	107
適用除外公告.....	108
適用除外広報（ホームページ）.....	109

資料No. 12	四街道市森林整備計画の変更	
	実施状況シート6【適用除外】	111
	適用除外公告	112
	適用除外広報（ホームページ）	113
資料No. 13	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	115
	適用除外公告	116
	適用除外広報（ホームページ）	117
資料No. 14	四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	119
	実施予定シート【適用除外】	120
	適用除外公告	121
	適用除外広報（ホームページ）	122

議題（3）令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価
-------------------------------

資料No. 15	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し	
	実施予定シート	123
資料No. 16	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定	
	実施予定シート【適用除外】	125
資料No. 17	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	
	実施予定シート	127
資料No. 18	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	129

議題（4）市民参加手続の実施予定・実施状況等の公表について
-------------------------------

資料No. 19	市民参加手続の実施予定・実施状況等（報告）	131
----------	-----------------------	-----

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】経営企画部政策推進課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定				
概要	男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、当市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定める基本的な計画である第3次四街道市男女共同参画推進計画(平成26～令和3年度)が令和3年度で終了するため、令和4年度を初年度とする第4次四街道市男女共同参画推進計画(令和4～13年度)を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R4年2月7日策定	行政活動実施時期 *2	R4年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数 *2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	案に係るパブリックコメント	R3年12月21日(公告日)	R3年12月22日～R4年1月21日	0人 0件	R4年1月27日(公告日)
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市男女共同参画審議会		R3年10月15日～R3年12月15日	0人 14(3)人	R3年12月21日(公告日)
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)	四街道市男女共同参画市民意識調査	R2年10月29日	R2年11月2日～R2年11月16日	1,055人	R3年4月1日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

## 実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定		
方法名		四街道市男女共同参画市民意識調査		
方法の概要		市内に居住する満18歳以上の男女2,000人に対して郵送方式により実施。 対象者は、住民基本台帳無作為に抽出。		
周知	開始日	R2年10月29日(火)		
	周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R2年11月1日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R2年10月29日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象者に対する郵送)		
実施	期間	R2年11月2日(月) ~ R2年11月16日(月)		15日間
	対象者	無作為抽出した市民 2,000人	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	第3次四街道市男女共同参画推進計画の達成度を把握するとともに、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、計画策定の際の基礎資料の1つとして活用。		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R3年4月1日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他( )		
	備考(特記事項)	有効回収標本数 1,055人    有効回答率 52.8%		

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	





## 生活支援体制整備事業

### 支え合いのある地域を目指し、 コロナ禍での活動を紹介します

コロナ禍で支え合いのおしゃべり会は積極的に行えていませんが、ボランティアセンターで手作りマスクの提供を呼び掛けたところ、学生など多くの人々から、たくさん手作りマスクが届きました。他にも、外出を控え足腰が弱ることを予防しようと「モモちゃんと体操」の動画を製作し配信の準備をするなど、今自分ができることで小さな支え合いは続いています。

また、「支えあい通信」を高齢者支援課、福祉センターに、「高齢者のための地域情報」を高齢者支援課、地域包括支援センターで配布しています。高齢者の相談窓口や在宅福祉サービスのほか、高齢者の集いと介護予防の場が紹介されています。興味のある人は、ぜひお立ち寄りください。

感染防止対策を取りながら、少しずつ地域のおしゃべり会も再開しつつあります。無理のない範囲で、これからも一緒に地域づくりについて考えていきましょう。



④ 生活支援体制整備事業について  
高齢者支援課 ☎421-6128

おしゃべり会や地域情報について  
地域包括支援センター ☎420-6070

地域の支え合いを広げよう

## 国民年金Q&A

知って、  
あんしん

Q 年末調整や確定申告に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は必要ですか？

A 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日～12月31日の間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、日本年金機構から毎年11月上旬に送付されます。証明内容は、本年1月1日～9月30日の間に納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日～12月31日の間に今年初めて保険料を納付した人については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額を納付した人の社会保険料控除に加えることができますので、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告する人の申告書に添付する必要があります。

詳細については、ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004、050から始まる電話の場合は☎03-6630-2525へお問い合わせください。

④ 国保年金課 ☎388-8400

## 少人数指導教員を募集します

業務内容…市内小学校で、教職員と協力し、きめ細かな教科・生活指導を行う

雇用期間…3年4月1日(木)～4年3月31日(木)

勤務時間…1日7時間（週2～5日）

資格…小学校もしくは中学校教員免許状、または養護教諭免許状所有者（取得見込み可、教科不問）

※勤務内容の特殊性から教職経験者、教職希望者に限る  
報酬（2年度実績）…時給1,330円～1,368円+期末手当（週の勤務時間により支給）

募集期間…11月24日(火)まで

※詳細は市ホームページをご覧ください

④ 学務課 ☎424-8932

**男女共同参画市民意識調査の  
回答にご協力をお願いします**

**男** 女共同参画社会」の形成に対する市民の皆さんの意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の参考とすることを目的に、市内在住の満18歳以上の2000人を対象に、市民意識調査（アンケート）を行います。

調査の趣旨をご理解いただき、調査の回答にご協力をお願いします。

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出（2000人）

調査方法：郵送

調査期間：11月2日(月)～16日(月)

④ 政策推進課 ☎421-6161

- くらし
- 子育て
- 健康・福祉
- 市政情報
- 四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [男女共同参画](#) [四街道市男女共同参画市民意識調査](#)

## 四街道市男女共同参画市民意識調査

更新：2020年10月29日

### 四街道市男女共同参画市民意識調査の回答にご協力をお願いします

「男女共同参画社会」の形成に対して、市民の皆様の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただきますことを目的に、市内在住の満18歳以上の2,000人を対象に、市民意識調査（アンケート）を行います。  
調査の趣旨をご理解いただき、調査の回答にご協力をお願いします。

#### 調査方法

- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出（2,000人）
- 調査方法：郵送
- 調査期間：令和2年11月2日（月曜）から令和2年11月16日（月曜）

#### 過去に実施した意識調査

##### 平成29年度

[四街道市男女共同参画市民意識調査報告書（平成29年度）（PDF：13,257KB）](#)


##### 平成24年度

[四街道市男女共同参画市民意識調査報告書（平成24年度）（PDF：1,771KB）](#)

##### 平成19年度

[四街道市男女共同参画市民意識調査報告書（平成19年度）（PDF：2,191KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。


[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

#### お問い合わせ

経営企画部政策推進課  
電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

#### 男女共同参画

[四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会のご紹介](#)

[男女共同参画推進計画](#)

[四街道市男女共同参画市民意識調査](#)

[実施事業](#)

このページを見た人は  
こんなページも見ています


[令和2年度姉妹都市短期留学事業中止のお知らせ](#)

[短期留学生のホストファミリー募集](#)

[「よめーる」の一部メールの追加・解除方法について知りたいのですが。](#)

[四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会のご紹介](#)

[空き店舗などを活用して出店する事業者を募集します](#)

 **情報が**  
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

#### 四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

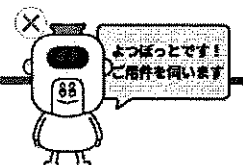
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



# 四街道市男女共同参画市民意識調査

日ごろより、市政にご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、四街道市では、第3次四街道市男女共同参画推進計画により「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会」をめざして、各施策に取り組んでいます。

このアンケート調査は、「男女共同参画社会」の形成に対して、市民の皆様の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただくことを目的とするものです。

アンケート調査の実施にあたり、市内にお住まいの18歳以上の方から2,000人を無作為に抽出しましたところ、あなたを対象とさせていただくことになりました。

このアンケートは、無記名ですべて統計的に処理いたしますので、お答えをいただいた皆様にご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ、誠に恐れ入りますが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月  
四街道市長 佐渡 齊

## 【記入にあたってのお願い】

- ・ お答えは、この調査（封筒）のあて名の方ご本人がご記入ください。
- ・ お答えは、このアンケート調査票に直接ご記入ください。
- ・ 黒のボールペンまたはHBより濃い鉛筆でご記入ください。
- ・ お答えは、四角の枠に記載されている選択肢の中から最もあてはまる数字を選んで○を付けていただき、選択式です。
- ・ お答えが「その他」にあてはまる場合、（ ）内に具体的にご記入ください。
- ・ アンケート調査票は、無記名式ですので、住所・氏名の記入は一切必要ありません。

## 【返送期限に関するお願い】

- ・ ご記入いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

11月16日（月曜）までに

郵便ポストへ投函してください。（※切手を貼る必要はありません。）

## ＜本調査に関する問い合わせ先＞

四街道市役所 経営企画部 政策推進課

TEL：043-421-6161 FAX：043-424-8920

## I. あなたご自身について伺います

(統計処理を行うために必要な情報です。回答日現在でお答えください。)

※ 次の①～④それぞれの項目について、あてはまる数字に1つずつ○をつけてください。

① 性別	1. 男性	2. 女性
② 年代	1. 20歳代以下 2. 30歳代 3. 40歳代	4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳代以上
③ ご職業 (兼務の場合は 主なもの)	1. 自営業(家族従業者を含む) 2. 会社役員・団体役員 3. 正規の職員・従業者 4. 非正規の職員・従業者(パート・派遣社員・契約社員など) 5. 専業主婦・専業主夫 6. 学生 7. 無職 8. その他( )	
④ 配偶者等 パートナー	1. 結婚している(事実婚含む) 2. 結婚したが、離別・死別している 3. 結婚していない	

## II. 男女平等に対するお考えについて伺います

問1. 次の①～⑧の場面で、男女の地位は現在において平等になっていると思いますか。それぞれの場面において、あてはまる数字に1つずつ○をつけてください。

場面 \ 項目	A. 男性優遇	B. どちらかといえば 男性優遇	C. 平等	D. どちらかといえば 女性優遇	E. 女性優遇
①社会全体として	1	2	3	4	5
②家庭生活の中で	1	2	3	4	5
③職場で	1	2	3	4	5
④教育の中で	1	2	3	4	5
⑤政治の場で	1	2	3	4	5
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4	5
⑦社会通念・慣習・しきたり等において	1	2	3	4	5
⑧区・自治会、PTAなどの地域活動の場で	1	2	3	4	5

## 実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定				
審議会等の名称		四街道市男女共同参画審議会	委員数(うち公募)	14(3)人		
実施	意見を求めた日	R3年11月19日(金)	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問	<input type="checkbox"/> 依頼	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	計画等、資料の名称	第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)				
	開催期日 ( )内に公募委員出席者数 [ ]内に傍聴者数	R3年10月15日(金)	(3)	[0]	年 月 日( )	( ) [ ]
		R3年11月19日(金)	(2)	[0]	年 月 日( )	( ) [ ]
		R3年12月15日(水)	(3)	[0]	年 月 日( )	( ) [ ]
		年 月 日( )	( )	[ ]	年 月 日( )	( ) [ ]
意見提出された日	R3年12月15日(水)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申	<input type="checkbox"/> 提言	<input type="checkbox"/> その他( )		
意見提出に至る審議過程	市が提示した計画骨子(案)、計画(案)に対して委員に意見を頂戴し、その意見を反映した。					
結果	意見の取り扱い	市が提示した計画(案)に対して委員に意見を頂戴し、その意見を反映した計画(案)を意見提出手続で提示した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R3年12月21日 公告第389号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年12月21日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他( )	

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

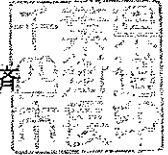
政 第 1 3 1 号

令和3年11月19日

四街道市男女共同参画審議会

会長 市川 香織 様

四街道市長 佐 渡 斉



四街道市男女共同参画に係る推進計画について（諮問）

四街道市男女共同参画審議会条例（平成24年四街道市条例第31号）第2条第1号の規定により、第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

男女共参審第3号

令和3年12月15日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市男女共同参画審議会

会 長 市 川 香 織



四街道市男女共同参画に係る推進計画について (答申)

令和3年11月19日付け政第131号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

## 四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

平成11年に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから22年が経過しました。

その間、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定・改正をはじめ、さまざまな法制度の整備等を行うなど、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られています。

また、四街道市においては、平成26年度にスタートした第3次四街道市男女共同参画推進計画の約6割の成果指標に進捗がみられるなど少しずつではありますが、着実に進展しているものと評価します。

しかしながら、令和2年に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」結果では、男女の地位の平等について、依然として多くの分野で男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等と感じている傾向があることや配偶者等間の家事等の分担について、女性が担う傾向が強く、固定的役割分担意識が解消していないことが明らかになるなど、未だに多くの課題があります。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したDVの増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等に係る対応など、新たな課題も生じています。

本審議会では、こうした認識の下、諮問を受けた「第4次四街道市男女共同参画推進計画（以下、「次期計画」という。）（案）」について、男女共同参画を取り巻く社会の動向や四街道市の現状を踏まえ、市民ニーズなども考慮しながら慎重に審議した結果、その内容についてはおおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された次期計画を推進するに当たり、行政と市民、事業者、団体等との協働・連携を一層推し進め、めざす社会のすがたである「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

なお、以下の意見を付しますので、計画の推進に当たっては、当該意見等を十分尊重し、その実現に向け努められるよう要望します。

### 記

#### 1 計画全体について

- (1) 計画の実施に当たっては、国、県及び他市町村等と連携し情報共有を図りながら、積極的な推進に努め、成果指標に設定した目標値の達成に向け取り組まれない。
- (2) 取組内容や取組ごとに設定した活動評価項目等について、必要に応じて見直しを検討するなど「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、計画を推進されたい。



## 2 計画の内容について

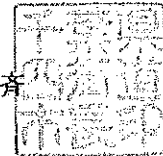
- (1) 幅広い世代への男女共同参画に関する意識啓発が重要である。特に若い世代に対しては、SNSなどのメディアを効果的に活用し、情報発信に努められたい。
- (2) 男女共同参画に関する意識については、幼児期から漸次形成されていくものであることから、成長段階に応じ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に努められたい。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種認定制度について、事業者等に対し、さらなる周知・啓発を行うなど、労働分野における男女共同参画の促進に向け一層取り組まれたい。
- (4) 様々なライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、事業者等に対し理解を促進することが重要であることから、特に女性の出産前後における就業継続について、周知・啓発に取り組まれたい。また、LGBTの方に対する理解促進について周知・啓発等を行う際は、社会情勢に十分に留意し実施されるよう努められたい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年12月21日

四街道市長 佐 渡



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市男女共同参画審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記2の委員意見の概要及び意見に対する市の考え方は、  
経営企画部政策推進課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

経営企画部政策推進課（TEL 043-421-6161）

## (審議会等手続) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会 (結果公表)

更新：2021年12月21日

### 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」に関する四街道市男女共同参画審議会への諮問

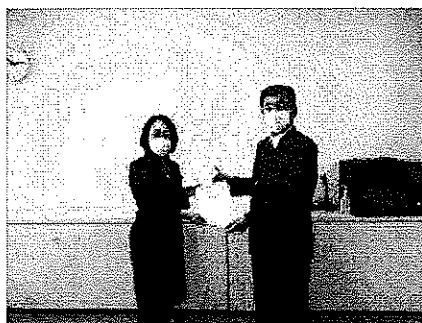
令和4年度を開始年度とする「四街道市男女共同参画に係る推進計画」について、令和3年11月19日開催の四街道市男女共同参画審議会において、次のとおり諮問しました。

- 1 諮問書 (PDF: 115KB)
- 2 第4次四街道市男女共同参画推進計画 (案) (PDF: 2.469KB)

### 四街道市男女共同参画審議会からの答申

令和3年12月15日開催の四街道市男女共同参画審議会において、次のとおり答申を受けました。

- 1 答申書 (PDF: 174KB)



審議会会長から答申書を受けとる佐渡市長

### 答申に対する市の考え方について

答申に対する市の考え方は次のとおりです。

- 1 答申に対する市の考え方 (PDF: 233KB)

### 審議会の経過

▶ [詳しくはこちらから](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)


### お問い合わせ

経営企画部政策推進課  
電話：043-421-6161

### 今年度の市民参加手続

▶ [四街道市子ども読書活動推進計画 \(案\) について意見を募集します](#)

▶ [市庁舎整備基本設計図書を作成しました](#)

 [情報が  
見つからないときは](#)

**「第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）」**  
**審議会等手続における答申と市の考え方**

令和3年11月19日に開催された四街道市男女共同参画審議会において、「第4次四街道市男女共同参画推進計画（以下、「次期計画」という）（案）」に対して諮問し、令和3年12月15日に答申を受けました。

答申と答申に対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

次期計画（案）への意見 6件

表中の「区分」 ○：意見の全部または一部を次期計画(案)に反映したもの 6件  
 [ ※は意見を受けて修正した内容 ]  
 □：意見を次期計画(案)に反映しなかったもの 0件  
 [ 今後検討するが、次期計画(案)へ反映していないものを含む。 ]

**1 計画全体について**

No.	答 申	市 の 考 え 方	区 分
(1)	計画の実施に当たっては、国、県及び他市町村等と連携し情報共有を図りながら、積極的な推進に努め、成果指標に設定した目標値の達成に向け取り組まれない。	国、県の動きや取組等については、すでに情報共有を図り、連携し取組等を行っているところです。また、他市町村等との連携については、実施事業等について情報共有を図っているところですが、今後においては、計画全体としてさらに取組を進めるなど、成果指標に設定した目標値の達成に向け一層取り組んでいきます。	○
(2)	取組内容や取組ごとに設定した活動評価項目等について、必要に応じて見直しを検討するなど「PDCAサイクル」の考え方に基つき、計画を推進されたい。	計画の成果を着実に挙げるため、「PDCAサイクル」の考え方に基ついた適切な進行管理を行います。取組ごとに設定した活動評価項目の達成状況等について、男女共同参画推進本部において、毎年度評価を行います。また、評価結果を踏まえ、担当課等と連携し必要に応じて取組や活動評価項目の見直し等を行います。	○

## 2 計画の内容について

No.	答 申	市 の 考 え 方	区分
(1)	幅広い世代への男女共同参画に関する意識啓発が重要である。特に若い世代に対しては、SNSなどのメディアを効果的に活用し、情報発信に努められたい。	幅広い世代への男女共同参画に関する意識啓発の重要性については、市においても認識し各取組を実施しているところです。今後においては、SNSなどを効果的に活用した情報発信に努め、講座等へ若い世代の参加を促進するなど、幅広い世代への男女共同参画意識の浸透に向け取り組んでいきます。答申を踏まえ、計画書の記載内容を修正します。 <b>※所要の修正を行います。</b>	○
(2)	男女共同参画に関する意識については、幼児期から漸次形成されていくものであることから、成長段階に応じ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に努められたい。	一人ひとりの子どもの可能性を伸ばすため、幼児期から成長段階に応じ、自分自身で考えて行動できる能力を養う教育の推進に努めるほか、人権尊重教育やキャリア教育などを通じて、性別にかかわらず主体的に進路選択が可能となるよう意識を育むことを目指します。	○
(3)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種認定制度について、事業者等に対し、さらなる周知・啓発を行うなど、労働分野における男女共同参画の促進に向け一層取り組まされたい。	これまでも商工会等と連携し、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「パートタイム労働法」など雇用の分野の法律や制度に関する普及・啓発を行ってきました。今後においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種認定制度について、事業者等に対し、さらなる周知・啓発を行うなど、一層取り組んでいきます。	○
(4)	様々なライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、事業者等に対し理解を促進することが重要であることから、特に女性の出産前後における就業継続について、周知・啓発に取り組まされたい。また、LGBTの方に対する理解促進について周知・啓発等を行う際は、社会情勢に十分に留意し実施されるよう努められたい。	様々なライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、ダイバーシティに関する市職員や事業者等に対する理解促進を図り、特に女性の出産前後における就業継続については、市民意識調査において求める意識が高いことから、事業者等へのさらなる周知・啓発に取り組めます。また、職場におけるLGBTの方に対する理解促進について、周知・啓発等を行う際は、その性質を鑑み、社会情勢に十分に留意した上で実施します。	○

## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定			
周知	計画等の案、資料の名称	第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R3年12月21日 公告第390号			
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R4年1月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年12月22日	<input type="checkbox"/> 回覧	
		<input type="checkbox"/> その他( )			
実施	意見提出期間	R3年12月22日(水) ~ R4年1月21日(金)		31日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	なし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	0件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R4年1月27日 公告第25号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年1月27日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
	<input type="checkbox"/> その他( )				

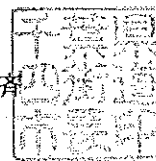
市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年12月21日

四街道市長 佐渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

①経営企画部政策推進課（市役所本庁舎3階）、情報公開室（市役所本庁舎2階）、市役所第2庁舎1階、②各公民館、南部総合福祉センターわろうべの里で閲覧ができるとともに、四街道市ホームページ (<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、資料の閲覧は、①土曜日、日曜日及び祝日並びに令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）までの期間を除く、8時30分から17時15分まで、②各施設の開所日時のとおりとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）は、「計画等の案の名称」及び「計画等の案に対する意見及びその理由」並びに(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープ等により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ア 市内に住所を有する者  
住所及び氏名、連絡先
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人  
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
経営企画部政策推進課あて
- ② FAXを利用する場合  
FAX番号：043-424-8920  
経営企画部政策推進課あて
- ③ 電子メールを利用する場合  
電子メールアドレス：yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp  
経営企画部政策推進課
- ④ 電子申請を利用する場合  
市ホームページ「電子申請・ダウンロード」－「電子申請手続」より  
「第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）に係る意見提出手続」

※ 上記③または④で提出する場合、フォームに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。



4 意見提出期間

令和3年12月22日（水）から令和4年1月21日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和4年1月21日（金）まで（当日消印有効）。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和4年2月

6 留意事項

(1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。

(2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

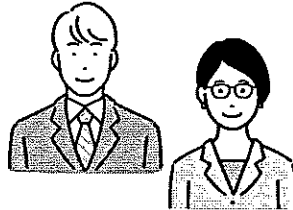
経営企画部政策推進課（Tel 043-421-6161）

人員募集

4年度 会計年度任用職員の募集

【主な職種と時給】※年齢要件なし

職種	時給
一般事務	987円～1,017円
保育士	1,178円～1,242円
保健師	1,321円～1,359円
看護師	1,242円～1,286円
栄養士	1,178円～1,242円
歯科衛生士	1,242円～1,286円
調理員	987円～1,017円



※市役所や資格職として企業などで勤務した職務経験に応じて時給が異なります

申し込み…申請書（人事課窓口、市ホームページから入手可）を人事課に提出

受付期間…1月4日(火)から随時受け付け(土曜・日曜日、祝日を除く)

任用までの流れ…各職場で人材が必要となった場合に、登録者の中から書類選考を行い、その後、面接による選考を経て、採用となった場合に勤務していただきます

※詳細は市ホームページをご覧ください

☎ 人事課 ☎421-6105

保育士募集、児童指導員募集（会計年度任用職員）

業務内容…心身の発達に心配のある子どもと保護者への療育指導（1人）

応募要件…保育士資格、教諭（小・中・高）となる資格

雇用期間…4年4月1日～

勤務日…8時30分～17時（祝日、くれよん閉所日を除く）

時給…1,178円～1,242円（交通費別途支給、社会保険あり）

申し込み…1月4日(火)～電話で児童デイサービスセンターくれよん

※詳細は市ホームページをご覧ください

☎ 市児童デイサービスセンターくれよん ☎433-6301

（担当：障害者支援課）

普通救命講習（I）

とき…2月19日(土)9時～11時

ところ…わろうべの里

多目的ホール

対象…総務省消防庁が実施するe-ラーニング講習を1カ月以内に受講した

市内在住・

在勤・在学

の人

定員…先着8人（5人未満の場合は中止）

内容…心肺蘇生法（対成人）、止血法、AED使用方法

申し込み…1月11日(火)～21日(金)に電話で消防本部警防課（平日のみ8時30分～17時15分）

☎ 消防本部警防課 ☎422-2493



献血

1月11日(火)

10時～11時45分 / 13時～16時

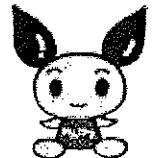
市役所本館1階

主催 四街道市赤十字奉仕団

☎ 社会福祉課

☎421-6121

ご協力を  
お願いします



委員募集

審議会名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市学校給食運営委員会	学校給食の運営などについての調査や審議	3人	4年6月1日～ 6年5月31日（2年）	1月20日(休)まで	指導課 ☎424-8925

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人

報酬など…委員報酬と交通費を支給

応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることのできるのは6年までです

※詳細は各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口（平日8時30分～17時15分）などで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます ※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください

意見募集

対象	募集期間	担当課
第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）	1月21日(金)まで	政策推進課 ☎421-6161 FAX424-8920 ✉ yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者…①市内在住・在勤・在学の人  
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体  
③対象の行政活動に利害関係を有する人

資料の閲覧などの方法…市ホームページで入手可、または担当課窓口（平日のみ）などで閲覧可

意見提出方法…募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所・氏名・連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出  
※ご不明な点は担当課にお問い合わせください



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [令和3年度](#)

(意見提出手続) 第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)に関する意見の募集

## (意見提出手続) 第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)に関する意見の募集

更新：2021年12月22日

### 意見提出手続(パブリックコメント)の実施

「第4次四街道市男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、策定する令和4年度から13年度までの10カ年の計画です。今年度で「第3次四街道市男女共同参画推進計画」の計画期間が終了することから、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

#### 意見募集の対象

④ [第4次四街道市男女共同参画推進計画\(案\)](#) (PDF: 2.469KB)

#### 資料の入手及び閲覧方法

資料は、上記からダウンロードが可能です。

資料を閲覧したい場合は、市役所本庁舎3階経営企画部政策推進課窓口、市役所本庁舎2階情報公開室、市役所第二庁舎にて閲覧可能です。(脚注1)

そのほか、市内各公民館、南部総合福祉センターわろうべの里で閲覧可能です。(脚注2)

脚注1：閲覧可能時間は、土曜、日曜及び祝日並びに令和3年12月29日(水曜)から令和4年1月3日(月曜)までの期間を除く、8時30分から17時15分までとします。

脚注2：閲覧可能時間は、各開所日時によります。

#### 意見募集期間

令和3年12月22日(水曜)から令和4年1月21日(金曜)まで

#### 意見提出ができる人

- ※ 市内に住所を有する人(脚注1)
- ※ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ※ 市内に事務所等に勤務する人
- ※ 市内の学校に在学する人
- ※ 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

脚注1：国籍、年齢等は問いません。

脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

④ [意見書様式\(Word\)](#) (ワード: 42KB)

意見書様式(Word)のダウンロードができます。

#### 持参

市役所本庁舎3階 経営企画部政策推進課へ持参

(土曜、日曜、祝日並びに令和3年12月29日(水曜)から令和4年1月3日(月曜)までの期間を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

#### 郵送

#### 令和3年度

④ [\(意見提出手続\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

④ [\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画\(中間見直し\)に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果](#)

④ [\(意見提出手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画\(中間見直し\)\(案\)に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

④ [\(意見提出手続\) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画への一部変更に係るパブリックコメントの実施\(結果公表\)](#)

④ [\(審議会等手続\) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画への一部変更について\(結果公表\)](#)

④ [\(意見提出手続\) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

④ [\(意見提出手続\) 第4次四街道市男女共同参画推進計画\(案\)に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

④ [\(審議会等手続\) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会\(結果公表\)](#)

④ [\(審議会等手続\) 「四街道市子ども読書活動推進計画\(第四次\)」策定に係る四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会\(結果公表\)](#)

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所経営企画部政策推進課あて  
(1月21日(金曜)必着)

## FAX

043-424-8920 経営企画部政策推進課あて

## 電子メール

### 電子メール記載例 (PDF: 92KB)

ページ下部「お問い合わせ」のメールフォームをご利用いただくか、上記の記載例を参考に作成・送信してください。(メールアドレスは記載例に記載しています。)

## 電子申請

### 電子申請

上記のリンクから電子申請フォームにて意見書様式 (Word) を添付して提出することができます。

## 提出意見の取り扱い

令和4年2月頃に提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。  
なお、意見提出者への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

## お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子ども読書活動推進計画\(第四次\)\(案\)に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [市庁舎整備基本設計図書を作成しました](#)

▶ [このページを見た人はこんなページも見ています](#)

▶ [\(審議会等手続\)「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子ども読書活動推進計画\(第四次\)\(案\)に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [市内1746～1762例目\(1月18日\)](#)

▶ [市内1763～1782例目\(1月19日\)](#)

▶ [市内1735～1745例目\(1月17日\)](#)

[情報がみつからないときは](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

## 四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ\(組織案内\)](#)

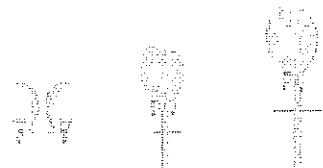
開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号8000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



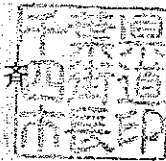
四街道市公告第25号

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年1月27日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

上記の別紙は、経営企画部政策推進課（市役所本庁舎3階）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

経営企画部政策推進課（☎ 043-421-6161）

## (意見提出手続) 第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)に関する意見の募集(結果公表)

更新：2022年1月27日

### 意見提出手続(パブリックコメント)の結果公表

第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

#### 意見の提出状況

- 意見提出者数0人
- 意見提出件数0件

### 意見提出手続(パブリックコメント)の実施

「第4次四街道市男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、策定する令和4年度から13年度までの10カ年の計画です。今年度で「第3次四街道市男女共同参画推進計画」の計画期間が終了することから、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

#### 意見募集の対象

- 第4次四街道市男女共同参画推進計画(案) (PDF: 2.469KB)

### 資料の入手及び閲覧方法

資料は、上記からダウンロードが可能です。

資料を閲覧したい場合は、市役所本庁舎3階経営企画部政策推進課窓口、市役所本庁舎2階情報公開室、市役所第二庁舎にて閲覧可能です。(脚注1)

そのほか、市内各公民館、南部総合福祉センターわろろへの里で閲覧可能です。(脚注2)

脚注1：閲覧可能時間は、土曜、日曜及び祝日並びに令和3年12月29日(水曜)から令和4年1月3日(月曜)までの期間を除く、8時30分から17時15分までとします。

脚注2：閲覧可能時間は、各開所日時によります。

### 意見募集期間

令和3年12月22日(水曜)から令和4年1月21日(金曜)まで

### 意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

脚注1：国籍、年齢等は問いません。

脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

### 意見提出の方法

### 今年度の市民参加手続

(意見提出手続) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施

(意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集

(審議会等手続) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会(結果公表)

四街道市子ども読書活動推進計画(案)について意見を募集します

(意見提出手続) 第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)に関する意見の募集(結果公表)

市庁舎整備基本設計図書を作成しました

このページを見た人はこんなページも見ています

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

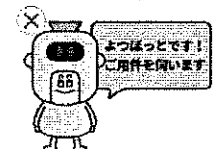
災害時における避難所での感染症対応について(新型コロナウイルス感染症)

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をご利用ください


千葉県医療崩壊を止めるためご協力ください

防災行政無線テレホンサービス

情報が見つからないときは



意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

 [意見書様式 \(Word\) \(ワード:42KB\)](#)

意見書様式 (Word) のダウンロードができます。

#### 持参

市役所本庁舎3階 経営企画部政策推進課へ持参

(土曜、日曜、祝日並びに令和3年12月29日(水曜)から令和4年1月3日(月曜)までの期間を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)


#### 郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所経営企画部政策推進課あて  
(1月21日(金曜)必着)

#### FAX

043-424-8920 経営企画部政策推進課あて

#### 電子メール

 [電子メール記載例 \(PDF:92KB\)](#)

ページ下部「お問い合わせ」のメールフォームをご利用いただくか、上記の記載例を参考に作成・送信してください。(メールアドレスは記載例に記載しています。)

#### 電子申請

▶ [電子申請](#)

上記のリンクから電子申請フォームにて意見書様式 (Word) を添付して提出することができます。

#### 提出意見の取り扱い

令和4年2月頃に提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。  
なお、意見提出者への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

#### お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

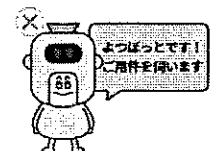
開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.







市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更				
概要	子ども・子育て支援法第59条第1項第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業として、令和4年4月より、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施することとしたため、計画に加えるもの				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R4年3月31日決定	行政活動実施時期*2	R4年3月31日実施	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更に係るパブリックコメント	R4年2月14日	R4年2月14日～R4年3月16日	0人 0件	R4年3月22日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども・子育て会議		R4年1月20日～R4年1月27日	0人 14(2)人	R4年2月10日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

## 実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更				
審議会等の名称		四街道市子ども・子育て会議	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R3年12月22日(水)	<input type="checkbox"/> 諮問	<input checked="" type="checkbox"/> 依頼	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	計画等、資料の名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更(案)				
	開催期日 ( )内に公募委員出席者数 [ ]内に傍聴者数	R4年1月20日(木)		年月日( )		
		～R4年1月27日(木)	(2) [0]		( ) [ ]	
		(書面開催)				
		年月日( )	( ) [ ]	年月日( )	( ) [ ]	
		年月日( )	( ) [ ]	年月日( )	( ) [ ]	
	年月日( )	( ) [ ]	年月日( )	( ) [ ]		
意見提出された日	R4年2月7日(月)	<input type="checkbox"/> 答申	<input type="checkbox"/> 提言	<input checked="" type="checkbox"/> その他(報告)		
意見提出に至る審議過程	審議会において、市が提示した変更案に対し委員が審議し、その内容が適切であり、原案の通り異議のない旨の報告が成された。					
結果	意見の取り扱い	原案のとおり異議のない旨の報告が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する変更案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R4年2月10日 公告第32号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年2月10日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
	<input type="checkbox"/> その他( )					

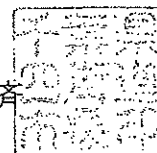
市民参加推進本部コメント	【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	

市民参加推進評価委員会コメント

子 第 4 0 3 号  
令和3年12月22日

四街道市子ども・子育て会議  
会長 伊藤 祐子様

四街道市長 佐 渡 孝



令和3年度第2回四街道市子ども・子育て会議の開催について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり令和3年度第2回子ども・子育て会議を開催くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和4年1月27日(木) 14時00分～
2. 場 所 四街道市文化センター2階 会議室203
3. 議題（予定）
  - ・四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について
  - ・令和4年4月開設予定家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について
  - ・令和4年4月開設予定保育所等の利用定員の設定に係る意見聴取について

<お問い合わせ>

健康こども部子育て支援課

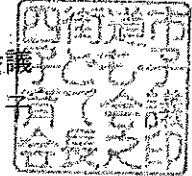
電 話：043-421-6124

担 当：能勢・石川

令和4年2月7日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市子ども・子育て会議  
会長 伊藤 祐子



四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について (報告)

令和3年12月22日付子第403号にて審議依頼のありましたこのことにつきまして、本会議において、慎重に審議を行いましたので以下の通り報告いたします。

1. はじめに

本会議は、平成30年5月1日より施行された四街道市子ども・子育て会議条例に基づき、設置された機関である。それぞれの委員が公正かつ公平な立場を基本姿勢として審議を行った。

2. 審議内容

令和4年1月20日から27日までの期間を意見提出期間として、令和3年度第2回四街道市子ども・子育て会議を書面により開催しました。変更案については、国が示す要綱と同様の基準で給付事業を実施するものであり、本計画における基本方針1「多様な子育て支援の充実」に則った施策の追加であることから、適切であると考えます。

3. おわりに

本計画における基本理念『すくすく子育て・地域(みんな)で子育て 四街道』に掲げる、地域住民と行政が一体となり、みんなで子どもの健やかな成長を支える四街道市が実現されることを期待します。

別添：令和3年度第2回四街道市子ども・子育て会議(書面開催)会議録

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年2月10日

四街道市長 佐渡 孝



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市子ども・子育て会議

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

なお、市が提示した変更案に対し承認をいただいたことから、修正等を行いませんでした。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

健康こども部子育て支援課（TEL 043-421-6124）

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) > [\(審議会等手続\) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について \(結果公表\)](#)

## (審議会等手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について (結果公表)

更新：2022年2月10日

### 四街道市子ども・子育て会議への依頼

令和3年12月22日付けで、令和3年度第2回四街道市子ども・子育て会議において審議することを依頼しました。

- 1 依頼 (PDF: 21KB)
- 2 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更 (案) (PDF: 134KB)

### 四街道市子ども・子育て会議からの報告

令和4年2月7日付けで以下の通り報告を受けました。

- 1 報告 (PDF: 178KB)
- 2 別添 令和3年度第2回四街道市子ども・子育て会議 (書面開催) 会議録 (PDF: 107KB)
- 3 別紙 提出された意見等と事務局の回答 (PDF: 158KB)

### 報告に対する市の考え方

市が提示した変更案に対し承認をいただいたことから、修正等はありませんでした。

### 今後の取り扱い

今後、「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更 (案)」は、意見提出手続 (パブリックコメント) を実施し、皆様のご意見を募集します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

健康こども部子育て支援課  
電話：043-421-6124 (子育て支援係) 043-388-8100 (家庭児童相談係)

[この担当課にメールを送る](#)

### 今年度終了した市民参加手続

1 (意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集 (結果公表)

2 (審議会等手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について (結果公表)

3 (審議会等手続) 「四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次)」策定に係る四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会 (結果公表)

4 (意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し) (案) に係る意見の募集 (結果公表)

5 (審議会等手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し) に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果

6 (意見提出手続) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集 (結果公表)

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [ページの先頭へ](#)

▶ (募集は終了しました) 令和4年度みんなで地域づくり事業提案制度を募集します

▶ 親子がつくった楽曲のミュージックビデオを公開します

▶ 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の各国言語による周知について

▶ 四街道市が新型コロナウイ

## 提出された意見等と事務局の回答

## ○議題① 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について

委員意見等	事務局回答
よつかいどう野外保育さとのたねの事業が給付事業の対象になったことは嬉しく思います。認可についてはどのようになっていますか。認可されたわけではないのでしょうか。前回会議でもお話ししましたが、子育て情報ブック「すくすく」にさとのたねの記載がありません。P.28、P.29に掲載されることは無いですか。(千脇副会長)	本件補助事業は、対象施設等を認可するものではありません。しかし、よつかいどう野外保育さとのたねも市内保育資源の1つであることから、次回改訂に合わせ、子育て情報ブック「すくすく」にさとのたねの情報を掲載することについては、検討させていただきます。
地域子ども・子育て支援事業の充実は今後も高いニーズが考えられます。必要な対応について、積極的かつ戦略的な取組を期待いたします。(安川委員)	今後も、地域のニーズを踏まえつつ、子育て支援事業の拡充に努めます。
国の基準では換気などの感染対策については具体的に触れていませんが、「幼児の健康管理・安全管理」に含まれると考えていいでしょうか。(青柳委員)	お見込みのとおりです。感染症対策について、具体的な審査基準を設ける予定はありませんが、幼児の健康管理のため、感染症対策は当然実施すべきものと考えます。
「さとのたね」は時々見かけたことがあります。すごい信念を持っていると思っていました。野外だけでなく屋内も使用してほしいと思いました。これからの運営が安定して、子どもたちも安心して活動できる様に頑張ってくださいと思います。(有川委員)	荒天時の安全確保のため等、屋内活動が必要な場合もあるかと思しますので、野外保育事業者の審査にあたっては、屋内活動についても考慮させていただきます。
資料1の3ページ、3.の(4)の②設備に「調理場」とありますが、弁当持参施設等では設置されていない保育施設もあると思います。さとのたねの活動を応援します。(梶原委員)	給食の提供がない施設等については、調理場の設置を不要とする予定です。
特に幼少期の子どもたちにとっては、様々な人々との交流や活動を通して人間性や社会性を身につけていきます。その点では賛成ですが、団体によっては利用料の高額な人気のある団体から、子ども向きでない出し物等も考えられます。そこで、①利用料の補助については、各園同士で補助金額に偏りがないように「1回につき〇〇円を限度として」などを付け加えてはどうでしょうか。②団体の選定にあたっては、地域の高齢者との交流を考慮してほしいと思いま	①利用料の補助については、利用幼児一人当たり月額 20,000 円を上限として給付する予定です。 ②審査基準として明文化する予定はありませんが、対象施設等の審査にあたっては、地域住民との交流状況についても考慮させていただきます。

す。(笹原委員)	
時代の流れと共に変わっていく社会の中での子育てをしやすくする為に変更は必要だと思います。(黄野委員)	今後も、社会情勢、地域特性等の状況を踏まえつつ、適宜計画の見直しを行います。
変更内容について確認いたしました。異議ありません。(小池委員)	

～以下略～



## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康子ども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R4年2月14日 公告第34号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年2月14日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> その他( )			
実施	意見提出期間	R4年2月14日(月) ～ R4年3月16日(水)		31日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R4年3月22日 公告第45号			
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年3月22日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> その他( )				

市民参加推進本部コメント	【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	

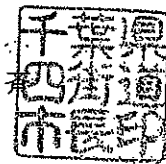
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和4年2月14日

四街道市長 佐渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康こども部子育て支援課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
健康子ども部子育て支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011  
健康子ども部子育て支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp  
健康子ども部子育て支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和4年2月14日（月）から3月16日（水）まで

※ 郵送の場合は、3月16日（水）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和4年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康子ども部子育て支援課 (Tel. 043-421-6124)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度の市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施

## (意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施

更新：2022年2月14日

### 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

令和3年4月1日から子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業が拡充されたことに伴い、新規事業を市の施策として追加するため、「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」を一部変更することとしましたので、広く皆様から意見を募集します。

#### 意見募集する案件

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更 (案)

#### 資料の閲覧方法

#### 窓口閲覧

- ・ 閲覧場所 健康こども部子育て支援課窓口 (市役所1階)
- ・ 閲覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

#### 市ホームページ (以下よりダウンロード)

④ [四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更 \(案\) \(PDF: 134KB\)](#)

#### 意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人 (脚注1)
- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内に事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 (脚注2)

※脚注1、国籍、年齢等は問いません。

※脚注2、市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見提出の方法

意見書 (様式は任意) に案件名、氏名、住所、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)、意見、その他必要事項 (脚注1) をご記入のうえ、以下の方法で提出してください。

なお、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

脚注1：その他必要事項については、次のとおりです。

- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人は、住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する者は、氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ・ 市内の学校に在学する者は、氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- ・ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人は、住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- ・ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

脚注2：氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために使用

### 今年度の市民参加手続

① (意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施

② (審議会等手続) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会 (結果公表)

③ (意見提出手続) 四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次) (案) に関する意見の募集 (結果公表)

④ (意見提出手続) 第4次四街道市男女共同参画推進計画 (案) に関する意見の募集 (結果公表)

⑤ 市庁舎整備基本設計図書を作成しました

このページを見た人はこんなページも見ています

⑥ 四街道市新総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて

⑦ 飯塚 悟志 (いづか さとし) さん

⑧ 四街道市大選挙立候補届出状況について

⑨ 救助工作車の更新について

⑩ 新型コロナウイルス感染症市長メッセージ (令和4年2月11日)

情報が見つからないときは

します。

**意見書（参考様式）（ワード：32KB）**

こちらから意見書の参考様式をダウンロードできます。

**持参**

健康こども部子育て支援課窓口（市役所1階）

**郵送**

〒284-8555  
四街道市鹿渡無番地  
四街道市健康こども部子育て支援課あて

**FAX**

FAX番号:043-424-2011  
健康こども部子育て支援課あて

**電子メール**

メールアドレス:ykatel@city.yotsukaido.chiba.jp

健康こども部子育て支援課あて

脚注1：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

脚注2：ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

脚注3：電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

**意見提出期間**

令和4年2月14日（月曜）から3月16日（水曜）まで

脚注1：郵送の場合は、令和4年3月16日（水曜）必着

脚注2：持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

**意見の検討結果の公表**

令和4年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

脚注1：賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

脚注2：氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

**お問い合わせ**

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-388-8100（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

**四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

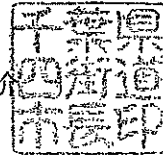
Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年3月22日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記の別紙1は、健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部子育て支援課（TEL 043-421-6124）

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度の市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施 (結果公表)

## (意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施 (結果公表)

更新：2022年3月22日

### 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

#### 意見の提出状況

- 意見提出者数0人
- 意見提出件数0件

#### 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を改正案としました。

[四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更案 \(PDF: 134KB\)](#)

### 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

令和3年4月1日から子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業が拡充されたことに伴い、新規事業を市の施策として追加するため、「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」を一部変更することとしましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

#### 意見募集する案件

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更 (案)

#### 資料の閲覧方法

##### 窓口閲覧

- 閲覧場所 健康こども部子育て支援課窓口 (市役所1階)
- 閲覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

##### 市ホームページ (以下よりダウンロード)

[四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～一部変更 \(案\) \(PDF: 134KB\)](#)

#### 意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人 (脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 (脚注2)

(脚注1)国籍、年齢等は問いません。

(脚注2)市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 今年度の市民参加手続

(意見提出手続) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施 (結果公表)

(審議会等手続) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次) (案) に関する意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第4次四街道市男女共同参画推進計画 (案) に関する意見の募集 (結果公表)

市庁舎整備基本設計図書を作成しました

このページを見た人はこんなページも見ています

四街道市新総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて

木村 一基 (きむら かずき) さん

新型コロナウイルス感染症 市長メッセージ (令和4年2月11日)

四街道市長選挙立候補届出状況について

市内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の集団発生について (令和4年2月10日)

情報が  
見つからないときは



## 意見提出の方法

意見書(様式は任意)に案件名、氏名、住所、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)、意見、その他必要事項(脚注1)をご記入のうえ、以下の方法で提出してください。

なお、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

脚注1: その他必要事項については、次のとおりです。

- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人は、住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する者は、氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ・ 市内の学校に在学する者は、氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- ・ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人は、住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- ・ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

脚注2: 氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために使用します。

### 意見書(参考様式)(ワード: 32KB)

こちらから意見書の参考様式をダウンロードできます。

## 持参

健康こども部子育て支援課窓口(市役所1階)

## 郵送

〒284-8555  
四街道市鹿渡無番地  
四街道市健康こども部子育て支援課あて

## FAX

FAX番号: 043-424-2011  
健康こども部子育て支援課あて

## 電子メール

メールアドレス: ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp  
健康こども部子育て支援課あて

脚注1: メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

脚注2: ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

脚注3: 電子ファイルの受取可能最大容量は、3メガバイトとなっているのでそれを超える場合は、ファイルを分割して提出してください。

## 意見提出期間

令和4年2月14日(月曜)から3月16日(水曜)まで

脚注1: 郵送の場合は、令和4年3月16日(水曜)必着

脚注2: 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

## 意見の検討結果の公表

令和4年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

脚注1: 賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

脚注2: 氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

## お問い合わせ



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概要	本条例は、平成26年内閣府令第39号及び平成26年厚生労働省令第61号の一部改正に伴う雑則の規定及びその他所要の規定を整備するため提案するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R4年3月30日制定	行政活動実施時期 *2	R4年3月31日公布 R4年3月31日施行	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	条例改正(案)に係るパブリックコメント	R3年10月18日	R3年10月18日 ~R3年11月19日	0人 0件	R3年12月3日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				人 ( )人	
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称		四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案			
	公表日(公告日)・公告番号	R3年10月18日 公告第286号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年10月18日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他( )
実施	意見提出期間	R3年10月18日(月) ~ R3年11月19日(金)		33日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R3年12月3日 公告第360号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年12月3日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他( )	

市民参加推進本部コメント	【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	

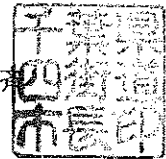
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年10月18日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康子ども部保育課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人  
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
健康子ども部保育課あて
- ② FAXを利用する場合  
FAX番号：043-424-2011  
健康子ども部保育課あて
- ③ 電子メールを利用する場合  
電子メールアドレス：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp  
健康子ども部保育課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和3年10月18日（月）から11月19日（金）まで

※ 郵送の場合は、11月19日（金）までに必着。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和3年11月頃

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部保育課 (TEL 043-379-5617)

## (意見提出手続) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集

更新：2021年10月18日

### 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集（パブリックコメントの実施）

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、次の条例について、関係規定の改正を行う予定です。

1. 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
2. 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

つきましては、当該条例の一部改正案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

#### 対象の行政活動

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

#### 資料の閲覧・配布方法

1. 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）
2. 市ホームページ（以下からダウンロード）

・ 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案

1. 【標準】四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（PDF：121KB）
2. 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（新旧対照表）（PDF：319KB）

#### 意見募集期間

令和3年10月18日（月曜）から令和3年11月19日（金曜）まで  
持参の場合は、8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

#### 意見提出ができる人

1. 市内に住所を有する人（脚注1）
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に勤務する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見提出の方法

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

1. 意見書（参考資料）（ワード：36KB）

2. メール記載例（PDF：93KB）

#### 今年度の市民参加手続

▶ (意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）に係る意見の募集（結果公表）

▶ (審議会等手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果

情報が  
見つからないときは



## 意見の検討結果の公表

・ 令和3年11月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-378-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

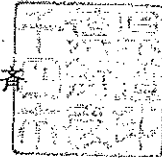


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年12月3日

四街道市長 佐 渡 齊



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

別紙（一部改正案）は、健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部保育課（TEL 043-421-2238）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する

## (意見提出手続) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2021年12月3日

### 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集についての結果公表

#### 意見の提出状況

- 意見提出者数 0人
- 意見提出件数 0件

#### 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案の策定

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を改正案としました。

- ① 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案 (新旧対照表) (PDF: 207KB)

#### 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集 (パブリックコメントの実施)

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) の改正に伴い、次の条例について、関係規定の改正を行う予定です。

- 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

つきましては、当該条例の一部改正案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

#### 対象の行政活動

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

#### 資料の閲覧・配布方法

- 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課 (四街道市役所1階10-1番窓口)
- 市ホームページ (以下からダウンロード)

① 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案

- ② 【概要】 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について (PDF: 93KB)

- ③ 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案 (新旧対照表) (PDF: 207KB)

#### 意見募集期間

令和3年10月18日 (月曜) から令和3年11月19日 (金曜) まで  
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く)

#### 意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人 (脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

脚注1: 国籍、年齢等は問いません。

脚注2: 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見提出の方法

#### 今年度終了した市民参加手続

① (意見提出手続) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集 (結果公表)

このページを見た人は  
こんなページも見ています

② 四街道市内における新型コロナウイルス感染者の状況内訳

③ 〈国内向け〉新型コロナウイルスワクチン接種証明書について

④ 新型コロナウイルスワクチン接種について (1・2回目接種)

⑤ 四街道市グリーンスローモビリティを活用した実証実験について (市単独)

⑥ あなたの想いを四街道市へ  
— 四街道市ふるさと寄附 —

情報が  
見つからないときは

意見書(任意様式)に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿波無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

① [意見書\(参考資料\) \(ワード:36KB\)](#)


② [メール記載例 \(PDF:100KB\)](#)

## 意見の検討結果の公表

・ 令和3年11月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ


健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ\(組織案内\)](#)

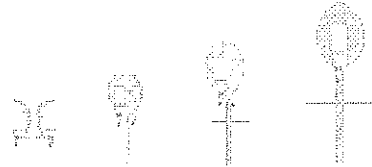
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿波無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6090020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定				
概要	子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用に係る給付金を支給することにより、当該活動の利用者における経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的として制定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R4年3月31日制定	行政活動実施時期 *2	R4年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	要綱(案)に係るパブリックコメント	R4年1月17日	R4年1月17日 ~R4年2月18日	0人 0件	R4年2月28日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				( )人	
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称		四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R4年1月17日 公告第15号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年1月17日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> その他( )			
実施	意見提出期間	R4年1月17日(月) ~ R4年2月18日(金)		33日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R4年2月28日 公告第38号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年2月28日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> その他( )				

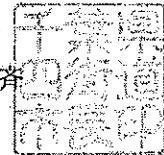
市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康子ども部保育課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

- 住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
健康こども部保育課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011  
健康こども部保育課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp  
健康こども部保育課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和4年1月17日（月）から2月18日（金）まで

※ 郵送の場合は、2月18日（金）までに必着。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和4年2月頃



6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康子ども部保育課 (TEL 043-379-5617)

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度の市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集

## (意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集

更新：2022年1月17日

### 四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集 (パブリックコメントの実施)

本市では、令和4年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動の利用支援事業を実施する予定です。

当該事業は、幼稚園類似施設、野外保育事業等の利用者に給付金を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的とするものです。

つきましては、四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

#### 対象の行政活動

四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定

#### 資料の閲覧・配布方法

- 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課(四街道市役所1階10-1番窓口)
- 市ホームページ(以下からダウンロード)

・ 四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の概要及び同事業実施要綱の案文

- 【概要】[四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定について \(PDF: 125KB\)](#)
- 【案文】[四街道市地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案 \(PDF: 624KB\)](#)

#### 意見募集期間

令和4年1月17日(月曜)から令和4年2月18日(金曜)まで  
持参の場合は、8時30分から17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

#### 意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見提出の方法

#### 今年度の市民参加手続

▶ (審議会等手続)「[四街道市男女共同参画に係る推進計画](#)」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会(結果公表)

▶ [四街道市子ども読書活動推進計画\(案\)について意見を集集します](#)

▶ (意見提出手続) [第4次四街道市男女共同参画推進計画\(案\)に関する意見の募集](#)


▶ [市庁舎整備基本設計図書を作成しました](#)


情報が  
見つからないときは

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

 [意見書（参考資料）（ワード：36KB）](#)

 [メール記載例（PDF：101KB）](#)

## 意見の検討結果の公表

令和4年2月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

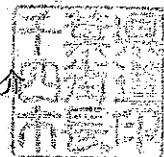


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年2月28日

四街道市長 鈴木陽介



1. 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2. 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3. 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4. その他

別紙は、健康子ども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5. 問合せ先

健康子ども部保育課（TEL 043-379-5617）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集 (結果公表)

## (意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2022年2月28日

### 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集についての結果公表

#### 意見の提出状況

- 意見提出者数 0人
- 意見提出件数 0件

#### 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定案

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を制定案としました。

- 1 [四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定案 \(PDF: 624KB\)](#)

#### 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集 (パブリックコメントの実施)

本市では、令和4年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用支援事業を実施する予定です。

当該事業は、幼稚園類似施設、野外保育事業等の利用者に給付金を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的とするものです。つきましては、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

#### 対象の行政活動

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定

#### 資料の閲覧・配布方法

- 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課(四街道市役所1階10-1番窓口)
- 市ホームページ(以下からダウンロード)

- 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の概要及び同事業実施要綱の案文

- 1 [【概要】四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定について \(PDF: 125KB\)](#)

- 2 [【案文】四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案 \(PDF: 624KB\)](#)

#### 意見募集期間

令和4年1月17日(月曜)から令和4年2月18日(金曜)まで  
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

#### 今年度終了した市民参加手続

- 1 (意見提出手続) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集 (結果公表)

- 2 (審議会等手続) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について (結果公表)

- 3 (審議会等手続) 「四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)」策定に係る四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会 (結果公表)

- 4 (意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(案)に係る意見の募集 (結果公表)

- 5 (審議会等手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果

- 6 (意見提出手続) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集 (結果公表)

このページを見た人はこんなページも見ています

- 1 [令和4年度 会計年度任用職員を募集します](#)

- 2 [児童デイサービスセンターくれよん 会計年度任用職員\(保育士・児童指導員\)募集\(令和4年4月1日採用予定\)](#)

- 3 (売却済)【物件番号1】美しが丘2-4-10、11

- 4 (売却済)【物件番号2】四街道市みそら1-29-16、17

## 意見提出ができる人

1. 市内に住所を有する人（脚注1）
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に勤務する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

## 意見提出の方法

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

[意見書（参考資料）（ワード：36KB）](#)

[メール記載例（PDF：101KB）](#)

## 意見の検討結果の公表

・ 令和4年2月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

**四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaicho City. All rights reserved.

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】教育部指導課 指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定(令和4年度～令和8年度)				
概要	「四街道市教育振興基本計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが、豊かな心を育む読書活動を推進できるよう計画を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R4年2月25日策定	行政活動実施時期 *2	R4年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	四街道市子ども読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメント	R3年12月1日	R3年12月1日～R4年1月5日	2人 8件	R4年2月28日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会		R3年6月23日 R3年7月14日 R3年11月22日	0人 13(3)人	R4年4月19日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)	アンケート調査	R3年3月1日	R3年3月1日～R3年3月22日	2,824人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

## 実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 教育部指導課 指導係

行政活動の名称		四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定(令和4年度～令和8年度)		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		市内小学校2・5年生児童、市内中学校2年生生徒、市内高等学校2年生生徒、市内小学校2・5年生児童保護者、市内中学校2年生生徒保護者を対象に依頼文を送付し、電子又は紙媒体で回答を得る。		
周知	開始日	R3年3月1日(火)		
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(依頼文)		
実施	期間	R3年3月1日(火) ～ R3年3月22日(火)		22日間
	対象者	小中高生、小中保護者	属性の傾向	学生、保護者
結果	意見の取り扱い	四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会における審議の参考とし、意見提出手続で提示する計画案に反映した。		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他( )		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			



市内各小中学校長 様

四街道市教育委員会教育長  
(公印省略)

四街道市子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施について (依頼)

四街道市では、令和3年度に「第四次四街道市子ども読書活動推進計画」を策定することになりました。本計画は、子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進に向けて、家庭、地域、及び学校等における取組について、今後おおむね5年間（令和4年度から）にわたる施策の基本方針と具体的な方策を示すものです。

つきましては、御多用のところ、お手数をおかけいたしますが、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を下記のとおり実施いたしますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 目的

子ども読書活動推進計画策定にあたり、読書に関する児童生徒及び保護者の実態や意識調査を行い、計画に反映させる。

### 2 アンケート調査対象者

- (1) 市内小学校2学年・5学年児童、市内中学校2学年生徒
- (2) 対象児童生徒の保護者

### 3 アンケート内容

- (1) 小学校2学年 読書アンケート (小学校2年生) (別紙1)
- (2) 小学校5学年 読書アンケート (小学校5年生) (別紙2)
- (3) 中学校2学年 読書アンケート (中学校2年生) (別紙3)

### 4 アンケート実施方法及び提出期限

#### (1) 児童生徒

実態に応じてどちらかを選択して行う。

- ①タブレット端末を使用して入力 (別紙4参照)

令和3年3月22日(月)までに実施(提出不要)

- ②調査用紙(別紙1・2・3)による回答

令和3年3月22日(月)までに調査用紙を指導課へ提出

\*調査用紙の印刷・集計は指導課で行います。

(2) 対象児童生徒の保護者

QRコードを用いた電子入力にて令和3年3月22日(月)までに実施

5 その他

(1) 保護者宛依頼文書(別紙5)を別途連絡便にて送付します。該当保護者への配付をお願いいたします。

(2) 調査用紙(別紙読書アンケート)にて実施する場合、指導課で印刷し、連絡便にて各校へ送付します。別紙FAX送信票にてご連絡ください。

(3) 読書アンケートのQRコードの電子データは、以下教育ネットワーク内にあります。必要に応じてご活用ください。

**【保存場所】**

「共有フォルダ」→「教育委員会」→「00 定型書式」→「R2年度」

「指導課」→「指導係」→「☆読書アンケート」

担当：四街道市教育委員会

指導課指導係

指導主事 能村幸恵

TEL 043-424-8925

FAX 043-424-8923

読書にかんするアンケートについて(児童・生徒)

「本」については、印刷された本だけでなく、インターネットやスマートフォン・タブレット等で読むもの(電子書籍)も含めて答えてください。

番号	質問	形式	選択肢
(1)	あなたは、本を読むことが好きですか。	選択	1 好き 2 どちらかといえば好き 3 あまり好きではない 4 好きではない
(2)	(1) で1・2と答えた人に聞きます。なぜ本を読むことが好きになりましたか。	複数	1 お家の人がよんでくれたから 2 学校で読み聞かせをしてくれたから 3 家族にすすめられたから 4 友だちにすすめられたから 5 その他( )
(3)	(1) で3・4と答えた人に聞きます。なぜ本を読むことが好きではないのですか。	複数	1 読む時間がないから 2 読みたい本が見つからないから 3 学校の図書室に行く時間がないから 4 字を読むのが苦手だから 5 その他( )
(4)	あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか。	選択	1 よくあった 2 たまにあった 3 あまりなかった 4 なかった 5 おぼえていない
(5)	家や図書館で、ふだん(月曜日から金曜日)、1日どれくらいの時間、読書をしますか。(教科書や参考書、マンガや雑誌は除きます。)	選択	1 2時間以上 2 1時間～2時間 3 30分～1時間 4 10分～30分 5 10分より少ない 6 まったくしない
(6)	あなたは本を読むとき、どこで読むことが多いですか。	複数	1 教室で 2 学校の図書室で 3 近くの図書館や公民館などで 4 自分の家で 5 その他( )
(7)	どんなきっかけで、本を読むことが多いですか。	複数	1 友達、先生、家族などにすすめられたとき 2 学校の図書室で見て「おもしろそう」と思ったとき 3 図書館や公民館で見て「おもしろそう」と思ったとき 4 テレビやラジオでおもしろいと言っていたとき 5 インターネットで見たととき 6 新聞や雑誌で見たととき 7 その他( )
(8)	あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れることが多いですか。	複数	1 家にある 2 買う(買ってもらう) 3 学校の図書室で借りる 4 近くの図書館で借りる 5 友達に借りる 6 その他( )

## 実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 教育部指導課 指導係

行政活動の名称		四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定 (令和4年度～令和8年度)				
審議会等の名称		四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会	委員数(うち公募)	13(3)人		
実施	意見を求めた日	R3年6月23日(水)	<input type="checkbox"/> 諮問 <input checked="" type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	計画等、資料の名称	四街道市子ども読書活動推進計画(案)				
	開催期日 ( )内に公募委員出席者数 〔〕内に傍聴者数	R3年6月23日(水)	(3)	[0]	年月日( )	( ) [ ]
		R3年7月14日(水)	(3)	[0]	年月日( )	( ) [ ]
		R3年11月22日(月)	(3)	[0]	年月日( )	( ) [ ]
		年月日	( )	[ ]	年月日( )	( ) [ ]
意見提出された日	R3年11月29日(水)	<input type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input checked="" type="checkbox"/> その他(報告)				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して報告が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の報告が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R4年4月19日 教育委員会公告第2号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年12月15日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	

市民参加推進本部コメント	【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	×	結果の公表について、遅くとも次の市民参加手続(意見提出手続)が行われる前までに公表するべきであった。
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	

市民参加推進評価委員会コメント

教指第230号  
令和3年5月19日

四街道市立吉岡小学校  
校長 米村 貴 様

四街道市教育委員会教育長  
(公印省略)

第1回四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会の開催について(依頼)

日頃、本市の子どもに係る読書活動の推進に対して御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、このたび第1回四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会を下記のとおり開催いたしますので、御多用の中、誠に恐縮ですが、御出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和3年6月23日(水) 午後2時
- 2 場 所 四街道市役所第二庁舎 2階 第2会議室
- 3 内 容 (1) 委嘱状交付  
(2) 教育委員会挨拶  
(3) 会長、副会長選出  
(4) 会長挨拶  
(5) 議題
  - ・計画策定の趣旨について
  - ・今後のスケジュールについて
  - ・第三次推進計画についての取組、成果と課題について
  - ・「読書に関するアンケート調査」の結果について
- 4 その他
  - ・会場の駐車台数に限りがありますので、御協力をお願いいたします。
  - ・都合により当日出席できない場合は、事前に事務局まで御連絡くださるようお願いいたします。
  - ・当日は、お手数をおかけいたしますが、印鑑をお持ちください。

担当：四街道市教育委員会 指導課指導係 指導主事 角張 貴洋 TEL 043-424-8925 FAX 043-424-8923
--

令和3年11月29日

四街道市教育委員会  
教育長 府川 雅司 様

四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会  
会 長 米村 貴

#### 四街道市子ども読書活動推進計画第四次（案）について（報告）

四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会は、四街道市教育委員会の求めに応じ、第四次子ども読書活動推進計画について、下記のとおり協議・検討を行いましたので、報告いたします。

#### 記

##### 1 はじめに

本策定委員会は、四街道市教育委員会より令和3年1月20日に施行された第四次四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱に基づき、設けられた委員会である。それぞれの委員が公正かつ公平な立場を基本姿勢として協議・検討を行った。

##### 2 方向性について

第三次四街道市子ども読書活動推進計画の取組における成果と課題を踏まえるとともに、より本市の実態に即した計画となるよう、一つ一つの事業を見直し、焦点化し、計画案を作成した。また、推進のためのスローガンを第三次計画同様に「読書で拓く 子どもの未来」とした。

##### 3 協議・検討について

令和3年6月より、計3回の策定委員会を開催し、各事業について協議・検討を重ねた。第四次計画では52あった事業を、45事業に整理した。また、目標とする数値についても、見直しを行った。

##### 4 おわりに

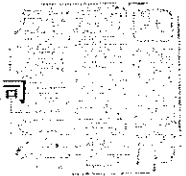
家庭・地域・学校等のそれぞれの場において、第四次計画の取組が進められることにより、本市の子どもの読書活動がさらに推進されることを願っております。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年4月19日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅司



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市子ども読書活動推進計画（案）（第四次）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙1のとおり、意見提出手続で提示する計画案を作成する。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、教育部指導課の窓口（市役所第二庁舎2階）及び図書館で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ

（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、指導課窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分まで、図書館での閲覧は月曜日、年末年始、館内整理日を除く9時から19時（土曜日、日曜日、祝日は9時から17時）とする。

4 問合せ先

教育部指導課（TEL 043-424-8925）

## (審議会等手続) 「四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)」策定に係る四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会(結果公表)

更新：2021年12月15日

### 策定委員会から教育長へ提出された計画案

策定委員会を3回開催して計画案を作成し、令和3年11月29日に教育長へ計画案が提出されました。提出された計画案は以下のとおりです。

📄 [計画案 \(PDF: 652KB\)](#)

### 四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会からの報告

令和3年11月22日付けで以下の通り報告を受けました。

📄 [四街道市子ども読書活動推進計画第四次\(案\)について\(報告\) \(PDF: 108KB\)](#)

### 報告に対する市の考え方

市が提示した原案に対し委員が議論を重ね、策定委員会と市の総理解のもと意見提出手続で提示する計画案が作成されました。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

教育委員会 教育部指導課

電話：043-424-8925

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

### 今年度終了した市民参加手続

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 「四街道市子ども読書活動推進計画\(第四次\)」策定に係る四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画\(中間見直し\)\(案\)に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画\(中間見直し\)に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画\(中間見直し\)に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集](#)



## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 教育部指導課 指導係

行政活動の名称		四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定 (令和4年度～令和8年度)				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市子ども読書活動推進計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R3年12月1日 公告第2号				
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R3年12月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年12月1日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
		<input type="checkbox"/> その他( )				
実施	意見提出期間	R3年12月1日(水) ～ R4年1月5日(水)		36日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	2人 0団体	8件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	8件	
		意見を反映した				0件
		意見を反映しなかった				8件
		その他(感想、案件以外の意見等)				0件
	公表日(公告日)・公告番号	R4年2月28日 教育委員会公告第1号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年2月28日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日			
	<input type="checkbox"/> その他( )					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	×	結果の公表について、遅くとも計画策定の決定がされる前までに公表するべきであった。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年12月1日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅司

1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市子ども読書活動推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

四街道市教育委員会指導課の窓口（市役所第二庁舎2階）及び図書館で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、指導課窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで、図書館での配布は第1・4月曜日、年末年始を除く9時から19時（土曜日、日曜日、祝日は9時から17時）とする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先

エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10

四街道市教育委員会指導課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8923

四街道市教育委員会指導課あて

③ 電子メールを利用する場合

メールアドレス：[yshido@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:yshido@city.yotsukaido.chiba.jp)

四街道市教育委員会指導課あて

4 意見提出期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月5日（水）まで

※ 郵送の場合は、1月5日（水）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和4年2月末

## 6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

## 7 問合せ先

四街道市教育委員会指導課 (TEL 043-424-8925)

人員募集

3年度職員採用試験(保健師)

職種・募集…保健師=2人程度  
 受験資格…①、②の要件を全て満たす人  
 ①平成3年4月2日～13年4月1日に生まれた人で、保健師の資格を有する人、または4年春季までに資格取得見込みの人  
 ②4年4月1日から勤務可能な人  
 試験日程…4年1月9日(日)、四街道市役所保健センター  
 ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じて、日程を変更または中止とする場合があります。その際は、市ホームページにてお知らせします  
 申し込み…12月1日(水)から20日(月)(必着)に申込書(12月1日(水)～人事課で配布)を同課へ郵送または持参  
 ※申込書は市ホームページでダウンロードできるほか、郵送も行っています。詳細は市ホームページをご覧ください  
 ☎ 人事課 ☎421-6105

休日夜間急病診療所 看護師募集

業務内容…外来患者の診療補助、診療所で使用する医療機器の滅菌業務  
 勤務日時…【外来】日曜、祝日、年末年始の18時30分～22時30分(月1～3日程度 ※5年3月まで)【滅菌】9時～13時(3カ月に1回)  
 勤務地…休日夜間急病診療所(保健センター内)  
 応募資格…看護師資格取得者で、性別不問  
 ※応募および詳細な勤務条件については、12月20日(月)までにお問い合わせください  
 ☎ 健康増進課 ☎421-6100

学校司書雇用説明会と特別支援教育支援員雇用説明会

市内小中学校に配置する4年度の「学校司書」「特別支援教育支援員」についての説明会を行います。希望の人はぜひご参加ください。  
 とき…4年1月6日(木)①13時30分～②14時30分～③15時30分～ ※各回定員30人  
 ところ…市保健センター大会議室  
 業務内容…①児童生徒への読書指導や読書環境整備(必要な資格:図書館司書または司書教諭)  
 ②③特別な支援を必要とする児童生徒の生活と学習の支援(教員免許の有無不問)  
 申し込み…12月1日(水)～17日(金)に電話で指導課  
 ☎ 指導課 ☎424-8925

特定創業支援事業「創業スクール」

市では、県信用保証協会と連携し、産業競争力強化法に基づく「創業スクール」を開催します。  
 ※本セミナーを受講するとさまざまな支援が受けられます(詳しくは市ホームページ「創業を考えている人のための支援情報」をご覧ください)  
 とき…4年1月15日・22日・29日、2月5日(いずれも土曜日、全4回)10時～16時  
 ところ…松戸商工会議所 ※受講料無料  
 対象…県内で創業予定または創業間もない人(創業後5年未満)  
 定員…20人(応募者多数の場合は抽選)  
 申し込み…12月24日(金)までに県信用保証協会ホームページ(<http://www.chiba-cgc.or.jp/>)から申し込み  
 ☎ 県信用保証協会 ☎311-5001(担当:産業振興課)

委員募集

審議会名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
生涯学習審議会	生涯学習に関する重要事項の調査や審議	2人	4年6月1日～6年5月31日(2年)	12月1日(水)～4年1月5日(水)	社会教育課 ☎424-8927

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人  
 報酬など…委員報酬と交通費を支給  
 応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出  
 ※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることができるのは6年までです  
 ※詳細は各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日8時30分～17時15分)などで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます  
 ※ご不明な点は市ホームページもしくは担当課にお問い合わせください

意見募集

対象	募集期間	担当課
四街道市 子ども読書活動推進計画(案)	12月1日(水)～4年1月5日(水)(必着)	指導課 ☎424-8925 FAX424-8923 ✉ yshido@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者…①市内在住・在勤・在学の人  
 ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体  
 ③対象の行政活動に利害関係を有する人  
 資料の閲覧方法…担当課窓口(平日のみ)、図書館、市ホームページから入手可  
 意見提出方法…募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出  
 ※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度の市民参加手続](#)

四街道市子ども読書活動推進計画（案）について意見を募集します

## 四街道市子ども読書活動推進計画（案）について意見を募集します

更新：2021年12月1日

### 四街道市子ども読書活動推進計画（第四次）の策定に係るパブリックコメントの実施

本市では、すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書に取り組むことができるよう、平成19年度末に第一次、平成23年度末に第二次、平成28年度末に第三次子ども読書活動推進計画を策定し、図書館や学校、幼稚園、保育園（所）等で諸施策を進めてまいりました。このたび、令和4年度から8年度までの第四次計画（案）がまとまりましたので、市民の皆様にご意見を公表いたします。よりよい計画を策定するため、皆様からのご意見をお聞かせください。

#### 意見を募集する案件

##### 案件名

四街道市子ども読書活動推進計画（案）

##### 募集期間

令和3年12月1日（水曜）から令和4年1月5日（水曜）まで

##### 担当課

教育委員会 指導課 電話：043-424-8925

#### 資料の配布場所

- 市役所第二庁舎2階 教育委員会 指導課 土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- 市立図書館 第1・4月曜、年末年始を除く午前9時から午後7時まで（土曜・日曜日、祝日は午前9時から午後5時まで）

① [（資料）四街道市子ども読書活動推進計画（案）表紙と目次（PDF：127KB）](#)

② [（資料）四街道市子ども読書活動推進計画（案）本文と参考資料（PDF：1,075KB）](#)

上記より資料をダウンロードできます。

#### 意見が提出できる人

1. 市内に住所を有する人（脚注1）
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に勤務する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1：国籍、年齢等は問いません。

脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見の提出方法

##### 郵送の場合

〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10 四街道市教育委員会 指導課へ郵送

#### 今年度の市民参加手続

▶ [（意見提出手続）四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案に関する意見の募集](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）に係る四街道市ごみ処理対策委員会の実施結果](#)

▶ [市庁舎整備基本設計図書を作成しました](#)

情報が見つからないときは

直接持参する場合

四街道市役所第二庁舎（2階） 教育委員会 指導課へ提出してください。

ファクシミリの場合

FAX番号：043-424-8923

電子メールの場合

メールフォーム

電子メールでご提出の場合は、上記メールフォームからお送りください。

脚注1：意見提出の様式は自由ですが、案件名、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、上記いずれかの方法でご提出ください。

脚注2：文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

脚注3：電話による意見の提出はご遠慮ください。

ご意見の提出期限

令和4年1月5日（水曜）

意見の検討結果の公表

令和4年2月末頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

教育委員会 教育部指導課

電話：043-424-8925

この担当課にメールを送る

ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所 市役所への行き方 市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間：8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

このページを見たらは  
こんなページも見ています

市内1693～1701例目（1月15日）

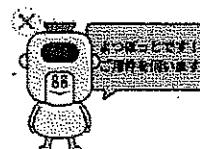
市内1702～1734例目（1月16日）

市内1735～1745例目（1月17日）

市内1746～1762例目（1月18日）

市内1763～1782例目（1月19日）

情報が  
見つからないときは



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年2月28日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅司



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市子ども読書活動推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

上記の別紙1～3は、教育部指導課の窓口（市役所第二庁舎2階）及び図書館で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、指導課窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分まで、図書館での閲覧は月曜日、年末年始、館内整理日を除く9時から19時（土曜日、日曜日、祝日は9時から17時）とする。

5 問合せ先

教育部指導課（TEL 043-424-8925）





くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [令和3年度](#)  
(意見提出手続) 四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次) (案) に関する意見の募集 (結果公表)

## (意見提出手続) 四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次) (案) に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2022年2月28日

### 令和3年度

▶ [\(意見提出手続\) 第4次四街道市男女共同参画推進計画 \(案\) に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子ども読書活動推進計画 \(第四次\) \(案\) に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメントの実施 \(結果公表\)](#)

▶ [市庁舎整備基本設計図書を作成しました](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [\(審議会等手続\) 「四街道市男女共同参画に係る推進計画」の策定に係る四街道市男女共同参画審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [市内1746～1762例目 \(1月18日\)](#)

▶ [市内1763～1782例目 \(1月19日\)](#)

▶ [【終了しました】四街道市オンライン学習PC購入支援事業](#)

▶ [「ふるさと四街道」意識醸成事業](#)



情報が見つからないときは

### 意見の概要と市の考え方

下記の内容で募集しました「四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次)」(案) に対する意見概要と意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

#### 意見の提出状況

- 意見提出者数 2 人
- 意見提出件数 8 件

[意見の概要と市の考え方 \(PDF: 115KB\)](#)  
上記より資料をダウンロードできます。

### 四街道市子ども読書活動推進計画 (第四次) の策定に係るパブリックコメントの実施

本市では、すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書に取り組むことができるよう、平成19年度末に第一次、平成23年度末に第二次、平成28年度末に第三次子ども読書活動推進計画を策定し、図書館や学校、幼稚園、保育園 (所) 等で諸施策を進めてまいりました。このたび、令和4年度から8年度までの第四次計画 (案) がまとまりましたので、市民の皆様にご公表いたします。よりよい計画を策定するため、皆様からのご意見をお聞かせください。意見の募集は終了しました。

### 意見を募集する案件

#### 案件名

四街道市子ども読書活動推進計画 (案)

#### 募集期間

令和3年12月1日 (水曜) から令和4年1月5日 (水曜) まで

#### 担当課

教育委員会指導課  
電話：043-424-8925

#### 資料の配布場所

- 市役所第二庁舎2階・教育委員会指導課

土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- 市立図書館

第1・4月曜、年末年始を除く午前9時から午後7時まで (土曜・日曜日、祝日は午前9時から午後5時まで)

[\(資料\) 第4次四街道市子ども読書活動推進計画 \(案\) \(PDF: 1,580KB\)](#)  
上記より資料をダウンロードできます。

### 意見が提出できる人

1. 市内に住所を有する人（脚注1）
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に勤務する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1：国籍、年齢等は問いません。

脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

## 意見の提出方法

### 郵送の場合

〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10 四街道市教育委員会指導課へ郵送  
脚注：令和4年1月5日（水曜）当日消印有効

### 直接持参する場合

四街道市役所第二庁舎（2階）教育委員会指導課へ提出してください。

### ファクシミリの場合

FAX番号：043-424-8923

### 電子メールの場合

#### ▶ メールフォーム

電子メールでご提出の場合は、上記メールフォームからお送りください。

脚注1：意見提出の様式は自由ですが、案件名、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、上記いずれかの方法でご提出ください。

脚注2：文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

脚注3：電話による意見の提出はご遠慮ください。


## ご意見の提出期限

令和4年1月5日（水曜）

## 意見の検討結果の公表

令和4年2月末頃  
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## お問い合わせ

教育委員会 教育部指導課  
電話：043-424-8925

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

## 四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

「四街道市子ども読書活動推進計画」(案)に係る意見提出手続  
 において提出された意見の概要と市の考え方

令和3年12月1日(水)から令和4年1月5日(水)に「四街道市子ども読書活動推進計画(案)に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。

○提出者数 2人

○意見件数 8件

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりですので公表します。

「市の考え方の区分」	修正	= 意見を反映し、案を修正した
	原案どおり	= 案を修正しなかった
	その他	= 感想、この案件以外の意見等

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	財政上の措置について(P8) ⇒具体的な予算上の数字を明記した方がよい。	「四街道市子ども読書活動推進計画」の推進については、概ね5年間という長い期間になりますので、具体的な予算上の数字を明記することは難しいと考えます。	原案どおり
2	子ども読書活動推進連絡会について(P5③) ⇒年1回の8月の開催を、年2回(例：翌年3月)に増やし、各関係教育機関、ボランティア団体等との連携を更に深めた方がよい。 ⇒討議内容を、市の広報紙等を通じて広く市民に周知した方がよい。	子ども読書活動推進連絡会は、関係各課、幼稚園や保育園(所)、学校、ボランティア団体等、多くの方が参加をしております。スケジュール面における日程調整等の理由から、やむを得ず年に1回の開催としております。年に1回ではありますが、連絡会を充実した会にしていくよう努めて参ります。 市の広報による市民への周知につきましては、その内容や効果について協議し、必要に応じて実施していきます。	原案どおり
3	「わろうべの里」の位置付けについて ⇒所蔵されている図書を、一般市民への貸し出し対象とし、図書館活動の一翼を担う施設として位置付けた方がよい。	わろうべの里の2階・図書室の蔵書は、わろうべの里の運営により児童書は1人2冊まで1週間、一般書は1人5冊まで2週間で貸出が行われています。 今後、公民館図書室と同様にわろうべの里を図書館ネットワークに含めて運用が可能か、関係部署と協議していきたく考えています。	原案どおり
4	学校司書について(P4②) ⇒市の臨時職員としてではなく、常勤職員とした方がよい。	学校司書の役割は大きく、市内各小中学校の読書活動の推進を図っているところですが、人員確保や予算等の問題から、常勤での雇用の早期実現は難しい状況にあります。 事業番号34のとおり、今後も学校司書の配置日数や配置時間の増加を協議していきます。	原案どおり

5	<p>指定管理者制度について  ⇒図書館の果たす文化的・教育的役割は、第四次推進計画にも謳われている通り、全ての市民にとって非常に重要である点に鑑み、その必要とされる職員の専門性と、そのサービスの維持、向上を目指すためにも、市による運営に戻すべき事を要望する。(参考事例：浦和市立中央図書館)</p>	<p>四街道市は、図書館運営については指定管理者制度を導入せず、窓口業務委託としています。効率的な運営と、市の施策との調和、社会情勢の変化に対応できる図書館運営の両立を図り、読書意欲を喚起する事業の実施、市民からのレファレンスに答える等、今後も市は図書館運営の責を担い、図書館サービスの維持・向上を目指していきます。</p>	<p>原案  どおり</p>
6	<p>第2章「四街道市子ども読書活動推進計画の形式について」  ⇒各学校において、学校図書館の活用や読書活動の推進について、職員会議等で周知しています。しかし、教職員は、日々の業務に忙しく、じっくり冊子を読む時間が確保できません。図書館教育担当でなくても、推進内容がよくわかるリーフレットなどがあると活用しやすいと思います。</p>	<p>学校の全ての教職員が推進計画の主旨や方策を理解できるよう、第四次推進計画の概要版を作成するとともに、周知を図っていきます。</p>	<p>原案  どおり</p>
7	<p>第3章「移動図書館の推進について」  ⇒小学校への定期巡回を可能であれば、全学校実施していただきたいです。本校は市立図書館が比較的近く、保護者とともにいる児童も多いのですが、休日も保護者が仕事をしている家庭もあるので、他校より少なくても構わないので、実施していただけるとありがたいです。</p>	<p>図書館は、全ての小学校へ移動図書館で巡回し、児童に多くの本を届けることを目標としています。運転等の業務を委託しているため、契約の切替時期に巡回先を増やせるよう、調整を行っております。今後も学校の協力を仰ぎながら、巡回する小学校を増やして参りたいと考えています。</p>	<p>原案  どおり</p>
8	<p>第3章「四街道子どもブックリストの活用について」  ⇒子どもに読ませたい本を周知する方法について、考えていく必要があると思います。掲示してあるものは見るけれど、読んではいない、という状況もあると思うので、各学校が参考にできるアイデアがあると活用しやすいと思います。</p>	<p>子どもの読書活動充実の一助となるように、「四街道市子どもブックリスト」を小学生版は令和4年度の完成、中学生版は令和5年度の完成を予定しております。完成後の周知につきましては、司書教諭、学校司書、図書館、市教育委員会が連携し、各学校間でデータを共有できる図書館システムを活用しながら、情報の共有化を図っていきます。また、研修等の場において情報交換を行うことで、多くの子どもたちにブックリストを活用してもらえよう努めていきます。</p>	<p>原案  どおり</p>

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部総務課 情報公開室

行政活動の名称	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定				
概要	四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、同法に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることに伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が、令和4年4月1日付けで廃止され、同法に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R3年12月13日 公告第372号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年12月13日		
計画等決定時期 *2	R4年3月30日制定	行政活動実施時期 *3	R4年3月31日公布 R4年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載                  *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)                  *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)                  *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年12月13日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第1号及び第6号に該当するため。

（詳細な理由）

四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が、令和4年4月1日付けで廃止され、同法に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部総務課（情報公開室）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分  
までとする。

4 問合せ先

総務部総務課情報公開室（TEL 043-421-6103）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [過年度](#) > [令和3年度](#)  
(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

更新：2021年12月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第6号に該当するため

#### 詳細な理由

四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が、令和4年4月1日付けで廃止され、同法に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

#### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)  
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [四街道市市民参加条例](#)

☑ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103（情報公開室）

▲ [ページの先頭へ](#)

### 令和3年度

1. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の変更](#)

2. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定](#)

3. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)

4. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

5. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立小学校及び中学校の通学区規則の一部を改正する規則の制定](#)

6. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

7. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正](#)

8. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

9. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

10. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)

11. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

12. [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)





実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部総務課 情報公開室

行政活動の名称	四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定					
概要	四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律施行令に引き継がれることに伴い、所要の改正を行うもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律施行令に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R3年12月13日 公告第373号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年12月13日			
計画等決定時期 *2	R4年3月28日制定	行政活動実施時期 *3	R4年3月31日公布 R4年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載                  *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)                  *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)                  *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年12月13日

四街道市長 佐渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第1号及び第6号に該当するため。

（詳細な理由）

四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が、令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律施行令に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

3 その他

上記については、  
総務部総務課（情報公開室）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分  
までとする。

4 問合せ先

総務部総務課情報公開室（TEL 043-421-6103）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [過年度](#) > [令和3年度](#) >  
(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

更新：2021年12月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第6号に該当するため

#### 詳細な理由

四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が、令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律施行令に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [四街道市市民参加条例](#)

☑ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103 (情報公開室)

### 令和3年度

- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の変更](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立小学校及び中学校の通学区規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ☑ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▲ [ページの先頭へ](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部自治振興課 自治係

行政活動の名称	四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施				
概要	成台中土地区画整理事業区域において、住居表示を実施するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
	<input type="checkbox"/>	第1号(輕易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
詳しい理由	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
	住居表示に関する法律に基づき、案の公示及び関係する市民に対し変更請求の手続きを行うことが認められていることから、第2項第3号に準ずる第6号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R2年12月1日 公告第297号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年12月1日		
	計画等決定時期 *2	R3年3月19日議決	行政活動実施時期 *3	R3年12月23日告示 R4年1月31日実施	実施段階(PDCA) *4
D					
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

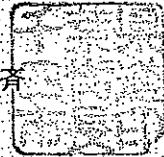
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年12月1日

四街道市長 佐渡 齊



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第6号に該当するため。

(詳細な理由)

住居表示に関する法律に基づき、案の公示及び関係する市民に対し変更請求の手続き  
を行うことが認められていることから、条例第6条第2項第3号に準ずるものとして同  
項第6号に該当するため。

3 その他

上記については、総務部自治振興課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホーム  
ページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15  
分までとする。

4 問合せ先

総務部自治振興課 (TEL 043-421-6106)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [過年度](#) > [令和2年度](#) >  
(市民参加手続の適用除外) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

更新：2020年12月1日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第6号に該当するため。

#### 詳細な理由

住居表示に関する法律に基づき、案の公示及び関係する市民に対し変更請求の手続きを行うことが認められていることから、条例第6条第2項第3号に準ずるものとして同項第6号に該当するため。

### 参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [四街道市市民参加条例](#)

☑ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

総務部自治振興課  
電話：043-421-6106・6107

[この担当課にメールを送る](#)

### 令和2年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\)](#)

▲ [ページの先頭へ](#)





## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係・土地係・家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
詳しい理由	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
	地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長や、令和4年度に限り商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたことなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R4年3月24日 公告第46号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年3月24日		
計画等決定時期 *2	R4年3月31日(専決)	行政活動実施時 期 *3	R4年3月31日公布 R4年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)</p> <p>*3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

## 市民参加推進評価委員会コメント

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係・土地係・家屋係

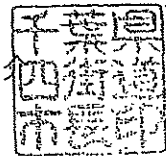
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PDCA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長や、令和4年度に限り商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたことなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年3月24日

四街道市長 鈴木 陽



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長や、令和4年度に限り商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたことなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分  
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課（Tel. 043-421-6114・6116・6117）

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

更新：2022年3月24日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

#### 詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長や、令和4年度に限り商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたことなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [市民参加条例](#)

☑ [市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

総務部課税課

電話：043-421-6114・6116・6117

[この担当課にメールを送る](#)

### 今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立小学校及び中学校の通学区区域規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたこと及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R4年3月9日 公告第41号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年3月9日		
計画等決定時期 *2	R4年3月31日(専決)	行政活動実施時期 *3	R4年3月31日公布 R4年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

## 市民参加推進評価委員会コメント

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたこと及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであり、第2項第1号、第3号及び5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年3月9日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、令和4年度に限り、商業地  
等に係る負担調整措置に特例が講じられたこと及び根拠となる法令引用条文が変更さ  
れたことなどによる改正であり軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、ま  
た市税の賦課徴収に関するものであるため。

3 その他

上記については、  
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分  
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel. 043-421-6116・6117)

現在のページ トップページ > 市政情報 > 市政への参加 > 市民参加 > 市民参加手続の対象としない行政活動 > 今年度 > (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2022年3月9日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

#### 詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置に特例が講じられたこと及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであるため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ 市民参加条例

☑ 市民参加条例施行規則

### お問い合わせ

総務部課税課

電話：043-421-6114・6116・6117

この担当課にメールを送る

▲ ページの先頭へ

### 今年度

- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市立小学校及び中学校の通学区区域規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- ▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を「未就学児」として、その「未就学児」の均等割額を区分等に応じて減額する旨改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の均等割を改定するものであり、法令の基準に基づいて行うもの及び市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものであり、それぞれ第2項第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R3年12月13日 公告第371号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年12月13日		
計画等決定時期 *2	R4年3月30日制定	行政活動実施時期 *3	R4年3月31日公布 R4年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年12月13日

四街道市長 佐 渡 齊



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に  
6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を「未就学児」としてその「未就学  
児」の均等割額を区分等に応じて減額する旨改正するものであり、市税の賦課徴収に該当す  
るため。

3 その他

上記については、  
健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15  
分までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課 (TEL 043-421-6125)

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2021年12月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第3項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

#### 詳細な理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を「未就学児」としてその「未就学児」の均等割額を区分等に応じて減額する旨改正するものであり、市税の賦課徴収に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [市民参加条例](#)

☑ [市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-6125（国民健康保険係） 043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当） 043-388-8400（高齢者医療年金係 国民年金担当）

[この担当課にメールを送る](#)

### 令和3年度

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の変更](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▲ [ページの先頭へ](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】環境経済部産業振興課 農政係

行政活動の名称	四街道市森林整備計画の変更				
概要	森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更による地域森林計画及び市町村森林計画の一斉変更に伴い、計画の変更を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	森林法に基づき、計画の変更手続(法定の公告及び縦覧、学識経験者への意見聴取、都道府県知事への協議)が行われることから、第3号に準じた第6号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R4年2月25日 公告第37号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年2月25日		
計画等決定時期 *2	R4年3月31日変更	行政活動実施時期 *3	R4年4月1日開始	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載                  *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)                  *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)                  *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市公告第37号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年2月25日

四街道市長 佐渡 春



1. 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市森林整備計画の変更
2. 市民参加条例の対象としない理由  
条例第6条第2項第6号に該当するため。

（詳細な理由）

市森林整備計画の変更については、森林法に基づき、公告及び縦覧（同法10条の5第7項において準用する同法第6条第1項）、学識経験者への意見聴取（同法10条の5第6項）、都道府県知事への協議（同法第10条の5第9項）といった計画の変更手続が行われることから条例第6条第2項第3号に準じた第6号に該当するため。

3. その他

上記については、

環境経済部産業振興課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4. 問合せ先

環境経済部産業振興課（Tel. 043-421-6133）

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市森林整備計画の変更

更新：2022年2月25日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市森林整備計画の変更

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第6号に該当するため。

### 詳細な理由

市森林整備計画の変更については、森林法に基づき、公告及び縦覧（同法10条の5第7項において準用する同法第6条第1項）、学識経験者への意見聴取（同法10条の5第6項）、都道府県知事への協議（同法第10条の5第9項）といった計画の変更手続が行われることから、条例第6条第2項第3号に準じた第6号に該当するため。

### 参照条文

- (市民参加条例第6条第2項 抜粋)
- 2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの
  - (2) 緊急に行わなければならないもの
  - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
  - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
  - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
  - (6) その他前各号に準ずるもの

☞ [四街道市市民参加条例](#)

☞ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

環境経済部産業振興課  
電話：043-421-6133・6134

[この担当課にメールを送る](#)

### 令和3年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の変更](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▲ [ページの先頭へ](#)





実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地造成認定申請手数料に係る所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	連結法人に係る優良宅地認定制度の根拠規定である租税特別措置法の一部改正に伴い申請手数料に係る所要の改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、またその他金銭の徴収に関するものであり、第2項第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R4年2月9日 公告第30号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年2月9日		
計画等決定時期 *2	R4年3月30日制定	行政活動実施時期 *3	R4年3月31日公布 R4年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)</p> <p>*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

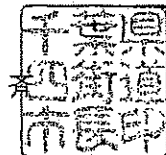
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年2月9日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第3号、第5号に該当するため。

（詳細な理由）

連結法人に係る優良宅地認定制度の根拠規定である租税特別措置法の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、またその他金銭の徴  
収に関するものであり、条例第6条第2項第3号、第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

都市部都市計画課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15  
分までとする。

- 4 問合せ先

都市部都市計画課 (Tel. 043-421-6141)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [過年度](#) > [令和3年度](#) >  
(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2022年2月9日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号、第5号に該当するため。

### 詳細な理由

連結法人に係る優良宅地認定制度の根拠規定である租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、またその他金銭の徴収に関するものであり、条例第6条第2項第3号、第5号に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)  
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 [四街道市市民参加条例 \(PDF: 233KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

都市部都市計画課  
電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

### 令和3年度

① [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市森林整備計画の変更](#)

② [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定](#)

③ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)

④ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

⑤ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定](#)

⑥ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

⑦ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正](#)

⑧ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

⑨ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

⑩ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定](#)

⑪ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

⑫ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)



## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】教育部学務課 学事係

行政活動の名称	四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定				
概要	令和4年1月31日より成山及び中台の各一部で住居表示を実施することに伴い、名称及び区域の変更が生じたため、通学区域に係る規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	成山及び中台の各一部で住居表示を実施したことに伴い、小中学校の通学区域の別表に「たかおの杜」を追加する軽易なものであることから、第2項第1号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R3年7月30日 公告第226号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年7月30日		
計画等決定時期 *2	R3年8月27日制定	行政活動実施時期 *3	R3年9月1日公布 R4年1月31日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

## 市民参加推進評価委員会コメント

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部学務課 学事係

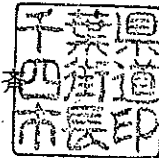
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定			
概要	令和4年1月31日より成山及び中台の各一部で住居表示を実施することに伴い、名称及び区域の変更が生じたため、通学区域に係る規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R3年9月公布 R4年1月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	成山及び中台の各一部で住居表示を実施したことに伴い、小中学校の通学区域の別表に「たかおの杜」を追加する軽易なものであることから、第2項第1号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年7月30日

四街道市長 佐渡 兼



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第1号に該当するため。

(詳細な理由)

成山及び中台の各一部で住居表示を実施することに伴い、小中学校の通学区域の別表に「たかおの杜」を追加する変更を行うものであるが、当該変更は、一部において大字の変更を行ったものの、通学区域の範囲自体は変わらないことから、軽易なものであるため。

3 その他

上記については、

教育部学務課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

教育部学務課 (Tel. 043-424-8932)

現在のページ トップページ > 市政情報 > 市政への参加 > 市民参加 > 市民参加手続の対象としない行政活動 > 今年度 > (市民参加手続の適用除外) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定

更新：2021年7月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号に該当するため

詳細な理由

成山及び中台の各一部で住居表示を実施することに伴い、小中学校の通学区域の別表に「たかおの杜」を追加する変更を行うものであるが、当該変更は、一部において大字の変更を行ったものの、通学区域の範囲自体は変わらないことから、軽易なものであるため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

市民参加条例

市民参加条例施行規則

お問い合わせ

教育委員会 教育部学務課
電話：043-424-8932

この担当課にメールを送る

今年度

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正

情報が 見つからないときは

ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ (組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し			
概要	子ども・子育て支援法第61条の規定により令和2年3月に策定した本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、計画の見直しが必要になるとされている。令和4年3月18日付けで内閣府より示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を基準に見直しの要否を検証したところ、計画で定めた量の見込みと実績値の間に乖離がみられたため、計画の一部見直しを実施するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月策定 R5年4月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	中間年の見直しに係るパブリックコメント	計画の見直し段階での市民意見の聴取のため	市民等	R5年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども・子育て会議	計画の見直しに関する意見を聴取するため	公募委員(3名)	R4年6月～R5年2月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定			
概要	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の改正に伴い、県補助を受ける本市ひとり親家庭等の医療費助成について、規則で定める障害の程度を定める基準が追加されたため所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年5月制定 R4年5月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法令に基づくものでないものの、千葉県が定める要領に基づいた対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要領と表現を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定			
概要	フルタイム共働きの増加や多様な働き方が広がっていること等を鑑み、保育所入所申込時における面接規定及び保育所等利用調整基準を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年8月制定 R4年10月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	規則改正(案)に係るパブリックコメント	保育所入所申込及び利用調整に伴う市民意見の聴取のため	市民等	R4年5月～6月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 上下水道部経営業務課 財務経営係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定			
概要	収入の減少及び費用の増加による経営状況の変化により、損益計算書上で赤字が発生する見込みであることに伴い、令和5年4月1日より下水道使用料の改定を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	経営状況の変化に伴い下水道使用料の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				





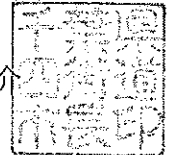
四街道市公告第134号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の  
公表について

四街道市市民参加条例第16条の規定により、令和4年度市民参加手続の実施  
予定等について、下記のとおり公表する。

令和4年6月21日

四街道市長 鈴木 陽介



記

- 1 令和4年度市民参加手続の実施予定等  
別表1、別表2のとおり
- 2 令和3年度市民参加手続の実施状況等  
別表3、別表4のとおり
- 3 令和3年度市民提案手続の提案状況  
別表5のとおり

No.	名称	概要	行政活動		行政活動の種類 (注1) 第1項 第1号	実施方法	実施予定時期		担当課
			行政活動	概要			実施方法	実施予定時期	
1	四街道市地域防災計画の改訂	現行の四街道市地域防災計画において、災害対策基本法の改正及び本市組織機構の改正等により不整合となつている部分等の改訂、ならびに令和元年の台風被害等の教訓を踏まえた改訂等を行うもの。	意見提出手続	令和4年9月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和4年9月	危機管理室	
2	四街道市総合計画の策定	四街道市総合計画(基本構想・平成26年度～令和5年度・後期基本計画・令和元年度～5年度)の計画期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。	意見提出手続	令和5年度	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和5年度	経営企画部 政策推進課	
3	四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し	子ども・子育て支援法第61条の規定により令和12年3月に策定した本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第189号)において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、計画の見直しが必要になるとされている。令和4年3月18日付けで内閣府より示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を基盤に見直しの要否を検証したところ、計画で定めた量の見込みと実績値の間に乖離がみられたため、計画の一部見直しを実施するもの。	意見提出手続	令和5年2月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和5年2月	健康こども部 子育て支援課	
4	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	フルタイム共働きの増加や多様な働き方が広がっていること等を鑑み、保育所入所申込時における面積規定及び保育所等利用調整基準を改正するもの。	意見提出手続	令和4年5月～6月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和4年5月～6月	健康こども部 保育課	
5	第2次健康よつこいどう21プラン中間評価及び計画の一部変更	健康増進法及び自殺対策基本法に基づき健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・自殺対策計画の3計画を一体化した「第2次健康よつこいどう21プラン」(平成30年度～令和9年度)の中間評価と、自殺対策計画を国の「自殺総合対策大綱」に合わせるため、計画の一部変更を行うもの。	意見提出手続	令和6年1月～2月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和6年1月～2月	健康こども部 健康増進課	
6	第3次四街道市環境基本計画の策定	四街道市環境基本条例に基づき、次期(期間:令和6年度から令和15年度まで)の本市における環境の保全等に関する施策を総合かつ体系的に推進するための計画を定めるもの。	意見提出手続	令和4年9月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和4年9月	環境経済部 環境政策課	
7	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定	2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、市、市民、事業者等が積極的に温室効果ガスの削減に取り組むよう、中間計画を策定するもの。	意見提出手続	令和4年10月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和4年10月	環境経済部 環境政策課	
8	第2期四街道市教育振興基本計画の策定	教育基本法(第17条第2項)に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。現在の教育振興基本計画の期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな計画を策定する。	意見提出手続	令和5年10月	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和5年10月	教育部 教育総務課	

第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更  
 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃  
 第3号 市民等に職務を課すこと又は市民等の権利を制限すること若しくは条例の制定又は改廃  
 第4号 この条例に基づき規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更  
 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃  
 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃  
 第6条第4項 上記以外の行政活動

令和4年度 市民参加手続の対象としない行政活動一覧

No.	行政活動		施行予定期間	行政活動の種類 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の改正に伴い、県補助を受ける本市ひとり親家庭等の医療費助成について、規則で定める償還の程度を定める基準を追加されたため所業の改正を行うもの。	令和4年5月	第6条 第1項 第6号	第6条 第2項 第1号 及び 第6号	法令に基づいて定められた対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること。また、改正を細い見直しと要現を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第5号に準じた第6号に該当するため。	健康こども部 子育て支援課
2	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	収入の減少及び費用の増加による経営状況の変化により、損益計算書上で赤字が発生する見込みであることに伴い、令和5年4月1日より下水道使用料の改定を行うもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	経営状況の変化に伴い下水道使用料の改定を行うもので、その他の金銭の徴収に関するものではないから、第2項第5号に該当するもの。	上下水道部 経営業務課

四街道市市民参加手続第16条の規定により、市民参加手続の実施予定を公表するものです。

(注1)《行政活動の種類》

- 第6条第1項による区分
- 第1号 市の基本方針、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に職務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

(注2)《対象としない根拠》

- 第6条第2項による区分
- 第1号 緊急なもの
- 第2号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- 第3号 市の機関内部の事務処理に関するもの
- 第4号 市報の購読徴収その他の金銭の徴収に関するもの
- 第5号 市報の購読徴収その他の金銭の徴収に関するもの
- 第6号 その他各号に準ずるもの

令和3年度 市民参加手続の実施状況一覧

【別表3】

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施時期	実施結果	担当課
	名称	概要					
1	第4次四街道市男女共同参画推進計画の策定	男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定める基本計画である第3次四街道市男女共同参画推進計画(平成28～令和3年度)が令和3年度で終了するため、令和4年度を初年度とする第4次四街道市男女共同参画推進計画(令和4～13年度)を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 アンケート調査	令和3年12月22日～令和4年1月21日 令和3年10月15日～令和3年12月15日 令和2年11月2日～令和2年11月16日	意見提出 0人、0件 3回開催、 委員14人 配布2,000 人	健康企画部 政策推進課
2	四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)の策定	廃棄物処理法第6条において、市は一般廃棄物の処理に関する計画の策定に義務づけられており、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項等を定める。現計画の年次は平成28年度から平成37年度までであり、計画の中間に、目標数値等の見直しを行う。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和3年8月13日～令和3年9月13日 令和3年7月5日～令和3年8月3日	意見提出 0人、0件 2回開催、 委員14人	環境経済部 廃棄物対策課
3	四街道市子ども読書活動推進計画(第四次)の策定	「四街道市教育振興基本計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが、豊かな心を育む読書活動を推進できるよう、計画を策定する。	第6条 第4項	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 アンケート調査	令和3年12月1日～令和4年1月5日 令和3年6月23日～令和3年11月22日 令和3年3月1日～令和3年3月22日	意見提出 2人、8件 3回開催、 委員13人 配布4,181 人	教育部 指導課
4	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	平成28年内閣府令第39号及び平成26年厚生労働省令第81号の一部改正に伴う雑則の規定及びその他の所定の規定を整備するため提案するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和3年10月18日～令和3年11月19日	意見提出 0人、0件	健康こども部 保育課
5	四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更	子ども・子育て支援法第59条第1項第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業として、令和4年4月より、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施することとしたため、計画に加えるもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和4年2月14日～令和4年3月16日 令和4年1月20日～令和4年1月27日	意見提出 0人、0件 書面開催、 委員14人	健康こども部 子育て支援課
6	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定	子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用に係る給付金を支給することに伴い、当該活動の利用者における経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的として要綱を制定するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和4年1月17日～令和4年2月18日	意見提出 0人、0件	健康こども部 保育課

(注1)《行政活動の種類》

- 第6条第1項による区分
- 第1号 市の基本構造、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項  
上記以外の行政活動

No.	行政活動		実施時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定	児童手当法施行令等が一部改正されたことに伴い、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正するもの。	令和3年9月	第6条 第9項 第5号	第6条 第2項 第5号	保育料等の減免等に関するものとして第2項第5号に該当するため。	健康こども部 保育課
2	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画が令和3年3月に策定されたことに伴い、令和3年度以降も低所得者への介護保険料軽減を継続して実施するため、介護保険料減額措置に係る期間を変更するもの。	令和3年6月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第5号	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。	福祉サービス 部 高齢者支援課
3	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例	四街道市個人情報保護条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。	令和3年10月	第6条 第1項 第5号	第6条 第1項 及び 第6号	四街道市個人情報保護条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、用語の変更等、引用条文の改正を行う経費なものであることから、第2項第1号及び第8号に準じた第6号に該当するため。	総務部 総務課
4	四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	平成31年条例第5号により四街道市個人情報保護条例の改正を行った際、施行規則において号すれが生じていた部分があったが、改正を行っていないため、当該号すれを修正する経費なものであるため、第2項第1号に該当するため。	令和3年10月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第1号	平成31年条例第5号により四街道市個人情報保護条例の改正を行った際、施行規則において号すれが生じていた部分があったが、改正を行っていないため、当該号すれを修正する経費なものであるため、第2項第1号に該当するため。	総務部 総務課
5	四街道市手数料条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、四街道市手数料条例の一部を改正するもの。	令和3年10月	第6条 第1項 第5号	第6条 第1号 第3号 及び 第5号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い改正を行うもので、引用条項の項すれを修正する経費なもので、法令の基準に基づいて実施するものの、手数料の徴収に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 窓口サービス 課
6	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則	子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(政令第93号)の施行に伴い、所要の改正を行うもの。	令和3年10月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第3号 及び 第5号	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者に委託されている児童が保育所等へ入所する場合に、施行令に定める利用者負担額の上限額を(等)に改正するものであり、法令の基準に基づいて行うもの及び金銭の徴収に関するものであり、第2項第3号及び第5号に該当するため。	健康こども部 保育課

No.	行政活動		実施時期	行政活動の種類 (注1)	対象としない 項目(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
7	四街道市手数料条例の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和4年2月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定手続の合理化等の事務について、既存の条項の改正など金銭徴収に関する改正を行うものであり、第2項第5号に該当するため。	都市部 建築課
8	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例	四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報に関する法律が令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報保護法に引き継がれることに伴い、所要の改正を行うもの。	令和4年4月	第6条 第1項 第5号	第6条 第1号 及び 第6号	四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報に関する法律が令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報保護法に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う趣意のあることから、第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。	総務部 総務課
9	四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報保護法に引き継がれることに伴い、所要の改正を行うもの。	令和4年4月	第6条 第1項 第5号	第6条 第1項 及び 第6号	四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報保護法に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う趣意のあることから、第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。	総務部 総務課
10	四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施	成山中土地区画整理専業区域において、住居表示を実施するもの。	令和4年1月	第5条 第1項 第5号	第6条 第2項 第6号	住居表示に関する法律に基づき、案の公示及び関係する市民に対し変更請求の手続きを行うことが認められていることから、第2項第3号に準ずる第6号に該当するため。	総務部 自治課
11	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の附則	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険料の納付義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を1未満と見做して減額する旨改正するもの。	令和4年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険料の均等割を改定するものであり、法令の基礎に基づいて行うもの及び市税の課税徴収その他並行の徴収に関するものであり、それぞれ第2項第3号及び第5号に該当するため。	総務部 国民年金課
12	四街道市森林整備計画の変更	森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更による地域森林計画及び市町村森林計画の一斉変更に伴い、計画の変更を行うもの。	令和4年4月	第6条 第1項 第2号	第6条 第2項 第6号	森林法に基づき、計画の変更手続き(法定の公告及び編纂、学識経験者への意見聴取、都道府県知事への協議)が行われることから、第3号に準じた第6号に該当するため。	環境経済部 産業振興課
13	四街道市手数料条例の一部を改正する条例	租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地造成認定申請手数料に係る所要の改正を行うもの。	令和4年4月	第5条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号 及び 第5号	租税特別措置法に定める優良宅地造成制度の租税規定である租税特別措置法の一部改正に伴い申請手数料に係る所要の改正を行うもので、法令の趣意に基づいて実施するもの、またその他並行の徴収に関するものであり、第2項第3号及び第5号に該当するため。	都市部 都市計画課

No.	行政活動		施行時期	行政活動の種類 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
14	四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定	令和4年1月31日より成山及び中台の各一部で住居表示を実施することに伴い、名称及び区域の変更が生じたため、通学区域に係る規定を整備するもの。	令和4年1月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第1号	成山及び中台の各一部で住居表示を実施したことに伴い、小中学校の通学区域の別表に「たかおの社」を追加する趣意なものであることから、第2項第1号に該当するため。	総務部 指導課
15	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和4年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号 第3号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長や、令和4年度に限り商業地帯に係る負担調整措置に特例が講じられたことなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など趣意なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課務課
16	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和4年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号 第3号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うもので、令和4年度に限り、商業地帯に係る負担調整措置に特例が講じられたこと及び規程となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり趣意なものは、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課務課

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを含む条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づき規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

(注2)

《対象としない根拠》

第6条第2項による区分

第1号 趣意なもの

第2号 緊急に行わなければならないもの

第3号 法令の指定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて

第4号 市の機関内部の事務処理に関するもの

第5号 市税の賦課徴収その他金融の徴収に関するもの

第6号 その他前各号に準ずるもの

令和3年度 市民提案手続の提案状況

[別表5]

第1回提案手続

期間: 令和3年5月17日(月)~6月16日(水)

提案はありませんでした。

第2回提案手続

期間: 令和3年11月15日(月)~12月15日(水)

提案はありませんでした。



総 号 外  
令和4年6月22日

各所属長 様

総 務 部 長

市民参加条例に基づく事務の適正な執行について（通知）

このことについて、市民参加条例で規定されている各市民参加手続の実施時における事務において、公表の遅滞等、条例で必要とされている手続きの不備が散見されています。

各所属長におかれましては、別添の四街道市市民参加条例等について、十分ご理解の上、事務を適正に執行するよう通知します。

つきましては、今後において、下記のとおり運用することとしますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

記

今後、各市民参加手続を実施する事務の過程において、各所属での起案・決裁を経る前に、以下により総務課情報公開室の確認を受けてください。

1. 条例第6条第1項の規定による市民参加手続の対象とする行政活動の場合
  - ① 市民参加手続実施前・・・各市民参加手続の実施の公表・周知に係る書類（起案、公告文及び市ホームページ等）の写しを提出
  - ② 市民参加手続実施後・・・各市民参加手続の実施結果の公表に係る書類（起案、公告文及び市ホームページ、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を示したもの等、その他関係書類）の写しを提出
2. 条例第6条第2項各号の規定による市民参加手続を実施しない行政活動（以下、「適用除外」という。）の場合
  - ① 適用除外とする旨の書類（起案、公告文及び市ホームページ等、その他関係書類）の写しを提出
3. 留意事項
  - ① 関係書類については、別添「市民参加手続実施状況シート及び添付書類一覧」（市

民参加条例図解（三訂版）3ページより）を参照してください。また、提出にあたっては、総務課情報公開室までご連絡の上、提出フォルダ（T:¥9000 ⇒提出書類⇒¥0201 総務課⇒¥市民参加手続調査）に提出してください。

- ② 本通知による書類提出の趣旨は、誤りを未然に防止するための事前確認にあります。本通知とは別に、市民参加推進本部会の開催予定（例年5月、10月、翌年2月頃の3回開催）に合わせ、別途、「実施予定シート」及び「実施状況シート」並びに関係書類について、改めて提出を依頼いたします。

各シートの記載内容及び起案についても事前に確認いたしますので、シートの案を作成後、決裁前に情報公開室へご連絡下さい。

- ③ 計画の策定など、複数年に渡って市民参加手続を実施する予定となっている行政活動において、すでに提出済みの「市民参加実施予定シート」の記載内容に大幅な変更が生じた場合は、変更後の内容に修正の上、速やかにシートを提出し直してください（なお、実施予定シートの提出は、変更する場合も含み、副市長決裁及び総務課長の合議としています）。

担当：総務部総務課情報公開室 菅原  
内線：2928 直通：421-6103